
◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年度第2回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、発議2件を受理しましたので報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松崎 勲君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続行します。

本日は質問順位5番から7番までとします。

通告順に発言を許します。

◇ 小 幡 安 信 君

○議長（松崎 勲君） 初めに、4番、小幡安信君。

〔4番 小幡安信君質問席〕

○4番（小幡安信君） 4番、小幡です。議長の許しを得まして、質問させていただきます。

議員となりまして1年が過ぎました。町議員として毎回質問できることは喜びであります。また、私の毎回稚拙な質問にも丁寧にお答えいただき、感謝申し上げます。

今回、まだ試行であります。質問形式が変わって、より議論に近い形でできるようになりました。うまくかみ合ってくればよいと思いますが、回を重ねて進化させていきたいものです。

私が5番目ということで、似たような質問の繰り返しになる部分もあるかと思えます。あるいは、私の思い込みから、質問要旨から逸脱することもあるかもしれませんが、ご指導もよろしく願いいたします。

さて、今回2件の件名で質問通告をいたしました。互いに関連もしている事柄でもあります。

まず、1点目の町政については、町長の町政にかかわる情熱についてお伺いしたいと思っています。

町おこしの3大要素として、よそ者、若者、ばか者という言葉が言われます。お聞きになったこともあるかと思いますが、あるいは、どこかでお使いになったことがあるやもしれません。地域活性化の慣用語とも言える言葉です。昔から地元に住んでいる人には、当たり前風景過ぎて、その町の価値に気づかないこともあり

ます。よそ者のほうが町のよさが見えることがあるのです。また、若者の力は、町おこしの実行に欠かせません。そして、少々刺激的な言葉ですが、ばか者とは情熱のある人、熱中できる人として使われます。よい意味でばかになれる人のことです。

失礼ながら、町長はよそ者でも若者でもないと思うのですが、14年間の長きにわたって町のトップであり続けることの苦勞は、私などの想像もできないことだと思います。その町長自身の熱い思いが、私を含め町民には、いま一つ伝わっていない気がしているのですが、もっと積極的に発信してもらうわけにはいかないでしょうか。

今回の町長の任期も残り2年弱となりました。その後にもう1期、4年町長を続けることになるのかどうかわかりませんが、今後の町政に対する取り組み姿勢をお聞かせ願いたいと思います。これを第1回目の質問といたします。よろしくをお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 4番、小幡議員さんの1点目、町政について、また私の政治姿勢と申しますか、そういった関係での要旨でございます。それをお答えしたいと思います。

私は、4期目に入って長きにわたっているわけでございます。そして、選挙のたびに私の考えを申し上げておりますが、その復習にもなるかと思えますけれども、今回、4期目に当たっては、計画的で効率のよい行財政の改革と、これが1つ目です。2つ目に、自然を生かした生活基盤の整備、また3つ目では、活力ある農・商・工業の育成、4つ目が健康で心の通う福祉の充実、5つ目に、伝統文化を大切にされた教育文化の向上ということを基本理念に据えまして、皆様方の審判をいただき、またいただいたものを4期目の2年ちょっとにわたって、いろいろな面でそれに向けて執行しておるとというのが実情であるということで、ひとつご理解いただきたいと思えます。

ただ、そんな中で、要旨の中で、自分のお考えということで、町民に伝わっていないと。町民に伝わっていないということももちろんでございますが、私にも伝わっていないというようなことでおっしゃっていただけますけれども、それは私の責任であると、そういうふうに、よく私、この議場でも最近申し上げますけれども、よしとするもの半分、そうでないものが半分だと、よく言いますが、ただそういったことに甘んじることなく、でき得る限り私としては、よしとしていただける、また今ご質問の要旨であります、伝わってくるというような、情熱が伝わるような、今後できるだけ心がけていくのが私の務めだと、こんなふうに考えています。

そして、私は今回、特に農業問題を中心にさせていただいて、本当に議会をはじめ町民の方々のご理解をいただいて、もう若干、それも方向的には動き始めたかなと思っておりますけれども、積み立てのほうも、とにかく私の任期中に、目標を持った金額を積みさせていただいて、どなたが仮に後を引き継いでも、財源をもって長南町の農業を守っていただくような、すばらしいこの環境の中で、農業を大事にしていくものを、とりあえず現時点では全力で注いでおると。おかげさまで計画どおり進めさせていただいているということ、一問一答でございますから、長く時間をかけてやらせていただきたいと思えます。1回目はこれで終わります。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

思ったより短くて、私もちょっと拍子抜けするんですが、このことについては簡単に触れて、次のことでやろかなと思っていたので、もう少し長く答えていただいたほうが、私とすればやりやすかったです。

1点だけ、町長の情熱を伝える方法といたしまして、ぜひホームページをもっと使っていただきたい。これは前にも申し上げたことかとも思いますけれども、この議会の質問、答弁のときなんか、私なんか非常に町長が雄弁に語られることに非常に同調する部分もありますし、また感心もして聞いておるんですけども、そういうことを町のホームページに、町長自ら書くようなことはお考えはないでしょうか。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） たしかホームページの関係については、小幡さんからは、正式にこういった場所でのというのは、2回目だと記憶しておりますけれども、1回目にお答えをいたしましたけれども、これが大変私としては、自分としても欠点でございますけれども、不得意であるということを申し上げました。そういったことで、私としては現在も非常に、朝来て、自分のタイムカードというか、時間だけが、それも自分でなくして、実際に私が出てきてから二、三十分たってから職員がやってくれるような状態で、余り見るのも好きでないのが私の正直なところです。

そういったことで、この前も申し上げてはおりますけれども、いや、形ばかりでもやらせていただきますとか、努力しますとかと申し上げて、期待を持たせるのはどうかと思いますので、はっきりとここで申し上げたいと思いますけれども、1回目にお答えしたのと同じような形で、この関係については、今後もでき得る限り、私のかわる形で、私でないものとして何か発信できるいいものがあれば、ぜひ職員に私は命令しますが、私自身としてはやらないということで、二度とこういった質問、今後もう、今ここではっきりしておきますけれども、やらないでほしいと。

こういうことがございました。先輩でついこの間亡くなった町長が、もう30年ぐらい前です。窓口へ、あのときは大体外国といってもアメリカでございますけれども、職員に言ったこと、特に私どもに言ったことは、英語のできない者は、これから町長は務まらないと言いましたね。ですから、その辺は、私も小幡さんの言われているのができないということは、重々感じておりますから、そういったことで、この前たしか、もう私、努力するとかという、そういうふうに受けとめたかもしれませんので、この際はっきり、もうそういったことではやらない、できないということで、そのようにしてお答えをしておきたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

が、簡単に引っ込むわけにもいきません。町長ご自身ができないのであるならば、優秀な秘書にそれをさせるという手もあるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それは、先ほど職員ということでちょっと言いましたけれども、それも一つの方法だと思います。ただ、それをこの場でやらせていただくというようなことは申し上げない。十分検討させていただく。これはもう、こういう立場のものは、逃げる一番いい言葉なんですけれども、私の検討というのは、できるかできないかももうはっきりします。1カ月か2カ月待ってください。それでできないものは、何かの形で

きませんということで、ちゃんとまた議員さんのほうにだれかを通じてお返事させます。私がしろというのならしませんが、いずれにしても検討はするというご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

このことで余り長くやっているつもりもありませんので、ぜひとも町おこしにかかわること、今後とも質問はさせていただきますけれども、町長がこれから先、何年ということもわかりませんが、ラストスパートの時期だと思っております。ぜひこれからは町政に対する情熱を示していただきたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

2点目、ちょっと件数1件ということで、3つほど要旨を出してありますので、まとめて質問させていただきますと思いますけれども、若者について、町おこしについて、小・中学生の町おこしの参画をどうかということを質問するわけですが、これについては、ちょっと私自身、気の引ける部分もあるわけです。

というのは、小・中学生では若過ぎないかというようなことも私自身も考えるわけですが、残念ながら、今、町に高校生とか大学生とかの集団というものがないわけですね。また、昔あった青年団というものも今はほとんどない状態であって、青年組織と言えるものに農協青年部とか、商工会の青年部とかありますけれども、私の所属する農協青年部といえば、孫のいる世代が青年部員であると。商工会青年部も似たようなものではないかと思っておりますけれども、ぜひ小・中学生のうちから町づくりを考えてもらって、継続的に高校生、大学生、青年へとつなげていけないかなと思うわけであります。

また、今まで町では、町おこしに子供の参加を求める視点がなかったのではないかと、そういうことも感じるんですね。よく言われる協働、その協働の相手に子供も含めて考えるべきではないか。なぜなら、町づくりは未来をつくることであり、子供こそが未来であると、そう思うからです。

まず、子供たちの能力を信頼し、自覚させるために、2分の1成人式や子供議会を行ってはどうかと思うのですが、教育長のお考えはどうでしょうか。

次に、先ほども申し上げたよそ者に関するものですが、新しく住民になられた方の能力を生かすことについて、町での人口減少は、出ていく人のほうが多いから減少しているということも言えるわけですが、先日、ちょっと住民課のほうから資料をいただきまして、町の転入・転出にかかわる数字なんですけれども、例えば、平成14年度で転入者228名が、平成23年度には173名に減っています。転出数のほうを見ると、平成14年度は314名が255名、これも数で減少しているわけですが、人口が減少しているの、割合からすれば変わらないのではないかと考えています。

このように、確かに転出は転入を上回って、人口減少に結びついているわけですが、町に入ってくる人も確かにいるわけですから、この人たちを、先ほど申し上げた、町の外から長南町を見て、どんな魅力があって長南町へ来たのか、そういうことも聞きながら、町の発展に結びつけることが重要ではないかと思うんですね。まず、その彼らが転入届を役場に出しに来たときに、町としては、その転入者に対してどのような対応をしているのか。そのことについて、まずお聞きしたいと思います。

同時に、近年増加している町内に移住する外国人についても、どのように対応しているのか教えてほしいと思います。

3番目に、地域資源の活用ということですが、これも何回も取り上げられているかとも思いますけれども、今、町の中にあるすべてのものを資源と考えて生かす工夫をしていきたい、そう思うわけですね。

まず、最大の資源であるガスについて、現在の利用状態について、また今後の活用プランなどがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

そして、困りものになりつつある空き家、耕作放棄地についてですけれども、都市部には、それらを探している人もいます。何件か町に活用事例もあるようですけれども、いわゆる需要と供給のミスマッチによって、なかなか活用がうまく進んでいないのではないかなというようにも考えるのですが、この辺のことに、町としてはどうお考えになっているのか。

さらに、町内にある企業、ゴルフ場との関係ですけれども、いわゆる私企業と公な役場の関係というものが、果たしてどうあるべきかというのは、私自身もまだちょっと明確にはとらえられてはおりませんが、お互いがさまざまな面で協力し合えることがあると思うんですね。それに対するメリットも当然あると思うので、現在、町内企業との協議体制、そういうものがあるのかどうか、どのようなことをしているのかについてお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 件名の町おこしということで、要旨の1点目が小学生の町おこしの参加ということで、2分の1成人式、あるいは子供議会というようなことが出ましたけれども、この関係につきましては、教育長のほうから、私の後、答弁をさせますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、私のほうからは、今、出たものを、まず新しく住民になった方の能力を生かす方法ですか、この関係についてしたいと思います。

この関係につきましては、年齢や家族構成に応じて、これは一般的に窓口でやっていることを申し上げますけれども、国民健康保険あるいは介護保険、教育など事務的なご案内をさせていただいておりますが、特に本町に早くなじんでいただけるような方策は、正直言って、講じていないというところでございます。この部分については、地域の皆様方にお任せしているのが現状でございます。

また、本町に外国人登録されている、外国人の関係でございますけれども、窓口での対応としましては、日本語が堪能な方、もしくは通訳となる方と同伴されておりますので、同様な対応をしておると、格別な対応はしていないということでございます。

また、新しく住民になられた方の能力といえ、今もおっしゃられておりましたように、住みなれた者には見逃してしまうような本町のいい面、悪い面を見ることができる目を持っている、そういうことは確かにそうだと。現在、少数ではありますが、協議会等に、委員としてご協力をいただいている方もいらっしゃいます。それはちょっとこれは担当のほうでそういったことで、職場内もそういった雰囲気は出てきていると思うわけです。

というのは、職員のほうで、こういった方はどうだろうということで、推薦というか、お話が出てくると、私はどうも頭の中が古いものですから、新しい名字など、例えば、佐坪の方で藤見というから、佐坪で藤見か

なというふうに、その方はというと新しい方で、こういう方で非常に素晴らしい人だと、ああ、じゃ結構だね、いいねと、じゃ皆さんで、皆さんというのは区長さんとか、遠慮のないところ、皆さんにご相談して、その方が受けてくれればお願いしているというようにして、参加をしていただいているということでございます。快く受けてくれる場合もございます。

また、公募委員を募集する際には、積極的に町政参加に働きかけなどを、今後は模索していきたいと考えております。町全体の雰囲気づくりが大切なことですので、町民の皆様にもご理解とご協力をお願いするものでございます。まずは、新しく住民になった方へについては、1回目としてはその程度のお答えにしておきます。

次に、地域資源の活用ということで、ガスの状況をということでございます。ちょっと現状を申し上げますと、長南町、睦沢町の一般家庭では、戸数で4,431戸、商工業116戸、公共施設等で60戸、合計4,607戸、率にして世帯数の81%であるという、使っておると、加入状況だということで。そのうち長南工業団地内の企業では、大口供給としている会社が、使っていただいている会社が、酒悦、ラーメン屋さんでございますが、それを含めまして、14社中11社が使っております。また、ゴルフ場では、長南町で4カ所、睦沢町で3カ所という供給状況だそうです。

それと、企業がどういう使い方をしておるかという、主に製品の生産等に必要なボイラー等、熱源設備の燃料に使われているのが現状だそうです。最近では、町内数カ所の施設等から燃料費削減のため、プロパンガスや重油から燃料転換をしたいと考えている方が相談に来られるわけでございます。

町営ガスも原ガスを受けているわけでございますが、ご案内のように、企業2社から、関東天然瓦斯、合同資源、この2社から購入しておりますけれども、採掘に関しましては、地盤沈下防止に関する環境基準によって、県といろいろと協議をして、県の許可をもらって、企業がしているわけでございますので、各企業も県と協定をしているわけでございます。そんなことで、採掘量には、とる量には制限がございます。そういったことから、いろいろな形で今後ふえてきますので、その使うものがふえてくるたびに、2つの企業と話し合いをして、こういうお客さん、あるいはこういう見込みだということで、企業側として供給できるのかどうか、まずそれを、今現在、一番先の作業としては実施しております。

なお、その実施に際しては、会社が企業内でできるもの、あるいは、先ほども申し上げましたように、県のほうと協議して、了解を得なければ、協定を結ばなければならないもの等、いろいろ出てくるわけでございますが、町自体としては、今、すべて企業と協議をしておるのが実情でございます。

今後、ガスにつきましては、発電の導入とか、いろいろと利用面では考えられます。そういったことで、今後さらに使用量というものがふえてくると思いますが、いずれにしても、町民の供給ガスについては、第一が長南町の、睦沢の町民が困らないようにすると。一番先にこの長南にガスを掘ったときに、長南のガスを、睦沢も同じですけれども、睦沢もガスをとっていますけれども、地元へ供給することを一つの条件にしています。

つい最近、2年ぐらい前ですか、その関係でちょっと企業のほうから、文書をいただきましたので、一番最初のこのときの文書を、ここで再確認するということを2年ぐらい前に確認をしてございます。町民のガス、町内に住む人のガスが不足することがあってはならないというような協定をしてありますので、それを第一に考えて、あとは各企業とか、あるいは今後については、使うものについては、すべて量については、ふえていくものについては、企業と協議の上、決めていきたいと、こんなふうに考えております。今後も事業としては、

まだまだ大変伸びる事業であると思えますけれども、資源を大切にしながら、今後経過をたどっていきたくないと、そんなふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

もう一点は、空き家の関係でございますけれども、空き家の関係につきましては、17年度から空き家情報バンクを設けて、貸したい人、借りたい人の情報の交換の場を提供しているところでございます。借りたい人からの問い合わせはあるものの、貸したい空き家が出てこないのが状況でございますが、昨年のものでございますけれども、6月、ちょうど今ごろ区長さんに情報提供をお願いして、この情報をもとに調査いたしました。43件の情報提供があったということですが、このうち1件が登録があり、この1件は既に賃貸借が成立しておりますが、残りの42件についてはまだ、まだというか、登録ができませんでした。理由としては、空き家バンクの趣旨は理解するが、知らない人に貸して、近所の人に迷惑をかけたくないと、トラブルに巻き込まれたいくないという方が多いそうです。また、中には、今あいていても、お盆などにまた親戚が集まってくるとか、定年後に住みたいというようなことで貸せないというものもございまして。また中には所有者が死亡して相続人がまだ見つからない人も物件としてはあったそうでございます。状況はそんな状況ですが、ご案内のように、空き家は町の財産ではございませんので、所有者がいらっしゃいますので、強制にできるものでもございませぬし、個人情報に類することもありますので、調査にも限界がございまして。

現在、区長さんからの情報提供とは別に2件の登録があったところですが、制度を続ける中で、空き家の登録がふえていけばと考えております。この関係についても、これからいろいろな面で検討を加えながら、継続していきたくと、こんなふう考えております。

次に、4点目になりますか、町内のゴルフ場や企業とどんな協議体制とございますか、どういうつながりを持っておるかというご質問ですが、町内のゴルフ場については、各ゴルフ場での情報交換や連絡調整などを行う団体等は組織化されておられません。わかりやすく言うならば、10年ぐらい前までは、ゴルフ場も連絡協議会というものを持っていたわけですが、特に価格競争が厳しくなってから、その協議会がなくなったというふうには私は理解しております。

というのは、協議会に町が参画、町もその中へあの当時は、農林産業担当課が参加しておりましたけれども、茂原警察やなんかも入っていましたけれども、協議会となって大体年に三、四回の会議を持って、いろんな問題解決、あるいは事業関係、例えば、事業といっても駐車場だとか、そういった関係の協議もいたしましたけれども、今は、何かゴルフ場自体で協議会というものを持っていないようでございます。

そんな状況でございますけれども、ただ、1つ皆さんにお願いしてご協力いただいておりますのは、町の観光協会のほうに賛助会員として入会をいただき、会費を納入していただいております。その会費を観光協会の貴重な資源として、観光協会事業に充てさせていただいているのが、ゴルフ場との兼ね合いでございます。

また、企業とは、特に小沢の工業団地につきましては持っておりますので、また申し上げますが、そのほかの企業については、別段持っておりませぬ。

小沢の工事団地につきましては、団地の連絡協議会というものを持っております。これは、あそこへ来て、皆さん集まって、もうこつこつ、若干年数はかかりましたけれども、発足当時から、平成2年にその協議会を設立した、もう20年からはなりますけれども、企業相互の共済により、いろんなもの、共同施設で使っているものもございまして、運営管理等を円滑に進めるために、あるいは、地域との、特に地元小沢との、これは

何回か、年1遍程度は、場内を点検というんですか、見ていただいたり、あるいは、意見交換の場なんかも持っているようですが、そういった連絡協議会を工業団地で持っております。

町のほうは、その総会等は一緒させていただいて、情報交換の場として利用させていただいております。特にお願いしておりますことは、ご案内のように、フェスティバル、11月のフェスティバルに保健センターの向こうへ1カ所、工業団地内の企業を紹介するというようなことで、これも非常に皆様方には、いろんなものでご負担をおかけしているわけでございますけれども、ご協力を願って、町内の方々に企業を知っていただくいい一つの機会にもしておるし、企業もそういったことで、町民になじむというようなことで、すばらしい一つの機会として連絡協議会を中心とする中で、全企業が参加をしてくださっております。

以上、何か落ちがあれば……

〔「議長、11番、動議」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） この一般質問の議事運営について、動議を出したいと思います。

まず、議運とか、あるいは全員協議会で、一般質問については一問一答方式でやるんだということを決めておりました。件名について、町おこしですからいいですが、それぞれ1、2、3の項目があって、1点目が小学生の町おこしと、2点目が新しく住民になった能力を生かす方法、それから、3点目が地域資源の活用について、これを一括して答弁されたり、一括して質問したりしたら、一問一答方式にならないんですよ。議長、そう思いませんか。だから、答えるほうも一答方式でやってもらって、1つずつ解決してから、次の問題に入っていくということを動議として出したいと思います。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） ただいま11番、石井議員より動議が出たことに対しまして、賛成するものでございます。

〔「議長、よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 私が質問を通告するときに、件名2件、それから要旨、2つ目については3ということ通告いたしまして、一問一答方式については、その件名ごとに一問一答というふうに理解しておりますので、私のほうの質問も第2件目の質問については、3つの問題について質問させていただきました。3つのことについて答えをいただいた後に、1つずつ解決していきたいと思って質問をしたのですが、私の思いと、ちょっとなかなか受け入れられなかったようですが、以上の方向で進めたいと思いますので、このまま続けていきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの動議は、前回の全員協議会の中で件名につき一問一答方式だということでありますから、今のあれでは、小幡議員の質問で結構だと思います。今回はこれでやらさせていただきます。次回からまた考えていきましょう。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） はい。11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 今の動議に対して、決をとってもらいたいですよ。賛成か賛成でないか。私の言ったことが間違っているのかどうか。それをまず決をとってもらいたい。動議が成立するかしないか。賛成がいるんだから。

○議長（松崎 勲君） 石井議員の動議に対し、丸議員の賛成もあります。ここで決をとりたいと思いますが、石井議員の動議に対して賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

よって、石井議員の動議は賛成になりましたが、今回については、先ほど私が申したとおり、件名ごとに一問一答方式だということで、今回はそれで、次回考えるということでやらせていただきます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、小幡議員さんの小・中学生の町おこしの参画についてというご質問にお答えしたいというふうに思います。

初めに、小・中学生の町おこしへの参画ということの考え方、位置づけでありますけれども、小・中学生が町おこしに参画するということは、小幡議員さんのおっしゃいますように、若過ぎるということはないというふうに思いますし、町おこしにつながるような行事を企画して、そこに直接参画させるということ、これも非常に大切だというふうに思っております。

その前に、しかしまず、長南町についてよく知り、町の特色やよさを十分に理解した上で、町を誇りに思い、将来長南町をさらに住みよい町にするために参加し、活躍したいという意識、意欲を育成すること、これがやはり基本であるというふうに思いますし、またそのことが将来の町おこし、あるいは町づくりにつながっていくものであろうというふうに考えています。

そのために、現在、小学校では、小学校1、2年生の生活科の学習で、町探検というのを行っております。ふだん何気なく通り過ぎてしまっているところを改めて見たり、地域の特徴を知らすなどして地域の認識を深める学習を行っているわけでありまして。また、3年生では、私たちの長南という副読本を活用しながら、長南町の名所めぐりということで、自然や産業、文化の特色や様子について学習しています。また4年生では、3年生の学習をもとに、長生郡、あるいは千葉県の特徴、様子を学習して、長南町のよさを改めて感じさせている学習をしているわけです。

昨年度から始めた、きりり輝く長南町っ子授業の中でも、地域の伝統工芸、文化のすばらしさを学び、継承するために、長南町の特色であります袖帆、ベニバナ染め、芝原人形、この3つにつきましては、小学校のうちに必ず一度はその歴史を学習したり、あるいは製作したり、展示する等の体験学習をするということで、地域のボランティアの方々の協力をいただいて、貴重な体験をさせていただいているところであります。

なお、子供たちの作品は、町中央公民館に展示して保護者や町民の皆さん方に見ていただいておりますし、子供たちも意欲を持って体験活動に取り組んでおりますので、この活動は今後とも継続していく予定であります。

そのほかにもキャリア教育の一環として、小学校6年生では、夢、仕事、ぴったり体験、この授業の中で、長南町の方々の協力をいただいて、就業密着体験学習というのを行っております。1日あるいは半日、近隣の

企業や商店などのご協力をいただいております。働いている人々の姿を観察したり、一部を体験したりすることで、その職業の内容について知ったり、あいさつや礼儀などの社会のルールに触れることで、人間関係の大切さに気づき、人として生きていく上で必要な資質を高めるということをねらいとして取り組んでいます。

中学校2年では、小学校で体験したことを生かしながら、勤労観や職業観をはぐくみ、自らの進路選択や決定に必要な能力や態度を身につけることを目的に、町役場をはじめ、保育所等の職場体験学習を行っております。

このキャリア教育を通して、長南町のよさを再確認させ、自分たちの生まれ育った長南町を誇りに思うよい機会ともなりますので、各学校、地域の特徴を生かした工夫した取り組みをしてきているところでございます。このように小・中学校では、先ほど申し上げましたような考え方のもとに、将来町おこしにつながる事業を計画的、意図的に行っております。

今回、小幡議員さんにご提案いただきました2分の1成人式、これは教科書の中にかつて、今はありませんが、出てきたものですが、そのころちょっと行ったこともあるということをお伺いしておりますけれども、2分の1成人式や子供議会等につきましては、やれば効果があることはおっしゃるとおりです、わかる。しかし、できれば積極的に参加させてやりたいというふうに思いますが、新たな行事を取り入れることにつきましては、教育課程に取り入れるかどうかということにつきましては、そのねらいや成果を十分考えながら、しかも限りある授業時数等の関係で、十分検討しなければいけないという部分もありますので、ちょっと検討してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 私の予想もしなかった、ちょっと事態になっちゃって、私もどうしていいか悩むところでもありますけれども、最初に私の質問の出し方が間違っていたかなと思って反省しているところですが、私とすれば、これから一つ一つのことについてお願いしたかったなと思うんですが、ちょっと時間的にオーバーするかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず一つは、小・中学校のちょっと教育についてやっていきたいと思うんですが、今、教育長さんのほうから、新たな行事等を取り入れるのは、難しいというご意見をいただきました。私も子供が小学校にいる関係で、授業を精いっぱいやっているなということはよくわかるんですが、例えば、長南町独自の教育というものをどの程度推進することができるのかというのもお聞きしたいんです。

それで、4年生の子供の日課時刻表というものをちょっと写してきて見ているんですけど、これを見ますと、1時限目から6時限目まで1週間ずっと埋まっているわけでもありますけれども、この中に、そのカリキュラムに載っているほかに町独自の教育するための時間というものは、果たしてとれるのかどうか、ちょっとそのことをお聞きしたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 今の教育課程の中で、そういう余裕というか、生活科だとか総合的な学習の時間というのがありまして、その中でやはり長南町の特徴を生かした活動というのが取り入れられます。ですから、今

言った、きりり輝く長南町っ子授業のものについては、総合的な学習の中でやったりしていますし、生活科の中では、町探検だとか、町独自の地域を調べる、今の町おこしにつながるような活動を取り入れています。そういうことでできないことはないんですが、もう目いっぱい学校の創意工夫した活動を取り入れるために、なかなか新たな授業を取り入れられないということを今申し上げました。

ですから、入れるためには、今行っている活動をもう一回検討して、どちらの活動がより効果があるか、ねらいを達成できるかということ検討した上で、かわりに入れていくということです。その活動をやめない限り、なかなか入れられない状況にありますので、そう申し上げております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 授業の中では、難しいということがよくわかりました。

もう一つ、ぜひ小学校で取り組んでほしいと思うのが、今、町で募集しておりますキャラクターについてなんですけれども、これを各小学校の子供たちに考えてもらうことができるかどうか。そのことについて。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） そういうことについては、例えば、キャラクターのほうにつきましては、募集要項に沿って、その子供たちに参加させる範囲にあるというふうになれば、当然それは、町のことでありますので、子供たちを参加させていきたいというふうに思います。それはできます。

ですが、今、学校は受け手が1つで、頭がいっぱいあるわけ、いろんな団体がですね。そこから作品の依頼だとか作文の依頼、いろんなのが来ていますけれども、それを取捨選択していくことで精いっぱいのもありますが、今、小幡議員さんがおっしゃった、町のことに関しては、できるだけ積極的に取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。ぜひ小学校の段階から町づくりを積極的に進めていただきたいと思えます。

次に、新しく住民になられた方の能力の問題ですけれども、先ほど町長さんのほうから、窓口に来たときに特別な対応はしていないというようなご答弁をいただきましたけれども、私も、いわゆる新住民になった方にちょっと聞いてみたことがあるんですね。

窓口に行ったときに、どういうことを対応されましたか、あるいは、どういうことをしてほしいですかと聞いたことがあるんですけれども、その方は、もう役場にそんなに期待していないから、特に何もしてもらわなくてもよかったというふうにはおっしゃっていました。

ただそのときに、数少ない転入者でありますから、ぜひ町のほうで、本当に転入してくれてありがとうございます。これからもよろしくお願ひしますというような形で、強く町を印象づけるようなことができれば、その人がまたこれから転入を考える人に、転入をしてもらえるかもしれない人に対して、発信してくれるんではないかなということが思われますので、ぜひそういう窓口に対して来てくれた人に、長南町はこんなにいいところですよというようなことを発信するようなことを考えていただきたいと思うんです。

特に、できれば町長さんが時間があいておりましたら、転入届を出してきたとき、あるいは婚姻届を窓口

来たときに、ちょっと一言、町長さんのほうから、よくいらっしやいました、長南町をよろしく願います
というような形で、町をアピールすることができないかどうか、そのことについてお答え願います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 町長からというから、どうしても私が答弁しないと。

新しく住民になられる方の、適切な言葉でないものが出るかもしれませんけれども、ちょっとその辺あれし
てもらって、新しく来た人、やっぱり不安を持って、あると思うんです。ですから、本当にこちらとしては、
今の状況からすると、迎えるほうとして、気持ちを、敬意を表するような言動から態度から、もうすべてがそ
うであって、私はいいいのではないかと。

ただ小幡さんのおっしゃっていることはいいことですが、例えば、婚姻届に来たとか転入したものに、
出生したときとか町長が、これはちょっとできかねますね、正直言って。じゃ、お客さん、町長がいるときに
来いということと同じですから、いたときに来たお客だけやったら、これはおれのときにはやってくれないん
だと、こうなるわけですから、非常に難しい。

ただ、一つの手法として、これは考え、検討したらどうかと思うことは、先ほど申してくれたように、町
を紹介するような、あるいは町といっても、事務的な紹介、場内の紹介から、あるいは町の全体の紹介、そう
いったものを加えて、何かおいでになった方が、それを見ただけですばらしいところだと思えるようなものを
検討できればと思います。そういったことで、この辺の言葉が非常に難しいですよ。検討するといっても、
検討してどういうふうになったと言われるのに決まっているんだからね。ですけども、考えていきます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） もう一つ提案なんですけれども、先ほど新しく町民になられた方に対して、町の委員で
すか、そういう何かを積極的に登用する方向も考えているということをおっしゃってくれましたけれども、そ
ういう不安感を取り除くために、ほかの町では、定住促進アドバイザーというようなものをつくって、町に移
住を考えている人に対して積極的に対応しているというところもあるというふうにインターネットでは
出ておりました。ぜひ長南町でも、そのような定住促進アドバイザー制度に似たような、その新しく住民にな
ろうと考えている人に対して、積極的にアドバイスをするような人を育てて、組織化していければと思うん
ですが、それについてはどうでしょうか。考えていただけるでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 担当から答弁できるようなね、育成していくかという、やっぱりこれは私の考えです
かね。アドバイザーね、これは悪いことじゃない。これもやっぱり難しいんです、検討なんて言うと。考えて
おきますよ。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

次の地域資源のことについて少しやりたいと思います。

ガスについては、先ほど答弁の中で、現状が精いっぱいではないかというような答弁もありましたけれども、
以前、石井議員が電力自家発電について質問があったときに、自家発電、家庭用のエネファームというんです

か、そういうものに対して補助なんかを考えられないかというような質問もあったかと思いますが、現在、太陽光発電については、国並びに県、それに準じて町でも補助を出すようになっておりますけれども、そのエネファームというガスで発電するものに対しては、なかなか少ないようですけれども、ちょっと東京ガスのホームページで調べたところだと、全国で79の自治体で、これは補助制度を、何らかのその補助制度を持っているようです。長南町では、特にガスというのが町の大きな目玉ですので、これに対して何らかの補助を出すようなことを考えられないかどうか、お聞きします。

○議長（松崎 勲君） 質問者並びに答弁者に申し上げます。

制限時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

事業課長、麻生由雄君

○事業課長（麻生由雄君） ガスのほうの発電装置の補助ということですが、現在、長南町は12Aのガスを使っております。今、東京ガスのお話が出ましたけれども、13Aの機種はございますけれども、12Aの機種が今、製造しておりません。つくっておりません。そういったようなことで、そういう利用が、機械があればこれから検討させていただきたいと思っておりますけれども、今現在ではそういうものがないということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） どうも時間ばかりかかって申しわけございません。じゃ、最後にしたいと思います。

町内のゴルフ場、あるいは企業との協議会のことについてちょっとお聞きしたわけですが、一番私が大事だと思うのは、雇用の場として、町の企業、ゴルフ場、そういうものをもっと活用していただきたい。そのための協議会というものを、ぜひ活発に行っていただきたいと思うんですが、前もって私、聞いてありますけれども、工業団地に勤めている人の人数、それでその勤めている町民の割合、そういうものをちょっとわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 産業振興室長、田邊功一君。

○産業振興室長（田邊功一君） それでは、従業員数につきましてお答えさせていただきます。

まず、ゴルフ場関係でございますけれども、長南町にコースの一部が入っているところを含め10カ所ほどございます。従業員につきましては、合計で597名ございまして、そのうち町の方々が59名ということで、10%の方々が採用されていると。また工業団地につきましては、14社ほど入っております。従業員数、総数で932名でございまして、そのうち86名が町内者であるということで、こちらにつきましては9%、ゴルフ場、そして工業団地を合わせますと1,500名ほどの従業員でございまして、そのうち町が145名ということで、1割弱程度の方々が勤めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） じゃ、最後にしたいと思います。

数字的に、長南町の住民がもっと勤める余地があるのではないかと思いますね。町に人が残らない一番大きな理由として挙げるのが、働き場所がないということが一番言われているわけですが、今聞いた数字で

は、1割弱しか人数的に割合で入っていないということなので、これについて、先ほどお願いしましたけれども、協議会なりなんなりをもっと活用していただいて、町の雇用の場として、各企業を活用していただきたいということをお願いして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時20分を予定しております。よろしくをお願いします。

（午前11時04分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、5番、板倉正勝君。

〔5番 板倉正勝君質問席〕

○5番（板倉正勝君） 5番、板倉正勝。議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます。

件名として、圏央道工事について。

1、工事車両利用後の町道の補修についてと見出しに書いてありますが、圏央道工事に対して、利用度の高い道路なんかは、町道は大分傷んでいるところがありますけれども、町としてはどういうことを最後に、国交省側とNEXCOさん側のところは、どういう話をしているのか、というのが1点。

あともう一点につきましては、住民の苦情・要望の対応について、これは地元から大分、普通の一般の人は、仕事が終わってみたいとでき上がり方がよくわからない。できてから、いや、このようでは困るという苦情とか要望が出ていると思いますので、圏央道本体は工期的に延ばせないから、供用開始が来年の3月ですか、ということで、本線のほうは、今は急に仕事を進めております。あと下の部落関係について、まだ排水関係、整備がまだできていないところが多々見られますけれども、そういう面に対して、町はどう対応していきたいと思っているのか、説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 5番、板倉さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、件名では、圏央道工事について、要旨が工事車両の利用後の町道の補修についてということと、また住民からの苦情、あるいは要望についての対応ということでございます。お答えしたいと思います。

圏央道工事は、平成25年3月の供用開始、開通に向け、工期の厳しい状況の中、9月ごろから舗装工事に着工するため、現在、本体工事を1日の作業時間を延長するなどして工期の短縮を図るべく鋭意工事を進めていると聞いております。

圏央道は、町内水田や丘陵地帯を通るため、切り土、盛り土などの土工が多く、ダンプトラック等による土の移動が盛んな工事となっております。このため工事車両が通る地域では、住民に迷惑がかからないように安

全運転に心がけ、1日当たり通行車両数の制限、適正な積載、速度の厳守、騒音防止などを徹底させる指導のもと工事を進めてきたところです。

これらの工事に当たり、工事車両が利用した町道の補修については、事業主体の千葉国道事務所及びNEXCO東日本との協議で、町から舗装復旧の路線を指示しております。現在、発注側で確認作業を行っているところです。施工の期日については、工事の完了後、ですから開通後ということになりますけれども、平成25年度から実施していく予定だと伺っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、これらの場所から、地元と今おっしゃっていましたが、いろんな苦情・要望等が参っておるわけでございますけれども、この関係につきましては、まず苦情については、基本的に請負業者の責任において対応することとなりますので、町が連絡を受けた場合には、現地を確認後、請負業者に苦情内容と対応の連絡を行い、対応後に町が確認をとっておるのが原則でございます。また、要望については、工事の発注側と協議となり、地元の集落単位での要望となることから、地元、発注者、請負業者、町の4者で協議をすると。説明会等の日程、あるいは場所については、町が調整する中で行っているのが現状のやり方でございます。

今後も、まだいろいろと工事が残っているというご指摘でございますけれども、それらにつきましても、今後開通に合わせ、あるいは開通後になるかもしれないけれども、約束したものは、そのように地元の要望を、あるいは決めたことについては、企業側に、要するに施工者、国に対してやっていただくように働きかけていきたいと、このように考えております。そういったことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の町長の答弁では、大体理想的な考えの文章でございました。

でも、実際に今、現地での状況、私なんか地元で見ている限りでは、苦情を言っても、要望を出しても、なかなか話がまとまりません。その中で、町はパイプ役として、地元、発注側、その間にいると思いますけれども、何かちょっと動きが悪いというか、反応が遅いといいますか、言っても何かはきはきとした回答も返ってこない。

私が今回一般質問をやるということで、急にNEXCOさんをお呼びできたり、地元で説明会をこの後やりましょうという話が来ていますけれども、もう工期的にも来年の3月、附帯工事、排水関係については、もう半年か1年かかるかわかりませんが、その中であったものに対しては、やっぱりあったもの、同等のものを今、要望したりしておりますけれども、役場の職員と言っていいかわかりませんが、そういう人たちも、もう少し積極的に動いてもらいたいと思いますけれども、町長さんに言っていいのかわかりませんが、担当に言っていいのかわかりませんが、どちらが答えてくれますか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 議員さんという立場ではなく、地元住民のということで、私、今ちょっと、苦情あるいは要望したものが遅れておると、処理されていないと。また6月定例会で、今度は議員の立場で、そうしたら、何か急にNEXCO、あるいは、要するに企業側やなんかが動いたと。今、板倉さんのおっしゃったことは、よく事務屋が処理するケースなんです。非常に残念でございます。なかったとは申し上げないでしょう。ただ、私がここで謝って、後で担当が余分なことを謝ったと言うといけないから、担当のほうから実情を答えさせま

すので。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 板倉議員さんにお答えしたいと思います。町の動きが鈍いということで大変申しわけなく思っておるところでございます。

私ども、発注者側であるNEXCOと地元との調整役ということで、説明会とか協議とか、自分なりに動いているつもりでおりますが、まだまだその要望の内容、また量等も多いものですから、これは言いわけになりますけれども、そういった状況でございます。

今現在、圏央道の本体工事を優先しております、附帯工事が大分遅れております。その関係で地域の皆様には大変なご迷惑をおかけしておるのは事実です。大雨のときとか、本来であれば、排水整備が終わってはいけなところを仮設の状況であって、田んぼの地権者の方とか、その辺はご迷惑をかけておるのが事実でございます。

私ども、できるだけ地元の要望を反映できるように、発注者側と協議をしておるところですけれども、向こうも、例えば、U字溝の大きさをもう少し大きくしてもらいたいという要望が地元であるとする、発注者側とその辺の協議をするわけですが、国のほうも雨量の根拠がありまして、なかなか考え方を変えてくれないというのが事実でございます。うちのほうは、その附帯工事、要は隣接の田んぼとか、その辺は大分多うございますので、その耕作者の立場に立った設計者側の配慮が確かに足りないところもありますので、そういったことで、今、協議を進めておるところでございます。今後なるべく地元の要望が通るように、調整役として推進してまいりたいと思っておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 担当がおわびしたということは、確かにうまくいっていないということだと。ただ要望されたものが国が云々、地元が云々で、まだ解決しないというような問題もあるということで聞いております。

これはたまたま、今度は議員の立場でちょっと申し上げると、板倉さんは地元のことだからよくわかっているんですね。全工区をもう一遍、責任者を、これは私は、請負業者じゃなくして発注者を、機会というか、近いうちにお呼びしまして、再度どういうふうな問題が、もし抱えている問題があるとするれば、これはもちろん早急ですけれども、あるいは問題が解決されたか、どういう処理をされているか、その辺を私のほうでやります。

そういったことで、今、そういう状態だというのはちょっと、まだ解決しないでしておるのが事実だとすれば、大変な問題でございますので、早急に皆さんの言われていること、ですから、今、室長が言ったように、地元の者と、施工者は別として、国のほうは、要するに事業をやっているほうが、考え方が一致しないものもあっても、お互いがというか、地元がやっぱり了解をしないとね。こうだからということで了解しないで、むにやむにやのうちに終わるようなことは絶対させてはならないと、このようにも考えています。

いずれにしても近いうち、これは必ず私のほうで責任を持って問題解決をさせていただくということで、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の担当室長もまた町長から話は聞いてある、わかりました。

それに伴いまして、一応これを今、地元の苦情、要望を聞いてやっておかなければ、最終的には工事が終われば、町に移管され、町で予算がないから、地元の皆さんやっってくださいというような形におりてくると思うんですよ。それをした場合、財政難なこの町で、それに金を、予算をどれだけつけられるかということもあるので、これはやっぱり地元要望というのは8割から、100%できなくても、これだけはどうしても聞いておいてもらわなければ、後々町の財政にかかってくると思いますので、これだけは、地元要望というのは、100%じゃなくて8割程度でもいいですから、もうできるようにしてもらいたいんですけども、なかなかNEXCOさんも、いいとは言ってくれません。

町長が確認することなく判を押したから、それをまた覆して町のほうでという話もちらっと出ましたけれども、だから、担当も町長さんも、もう少し長南町のために気合いを入れてもらって、もう少し話を詰めていただきたいということが、苦情、要望についてですけども。

あと町道補修について、ちょっとまだ納得がいかないというか、ちょっと話で、私は地元であって、地元の町道を利用するというので、3月ぐらいから本体工事が進められて、附帯工事のほうが遅れているから、附帯工事に関して、町道を利用させてくれということで、私は余り大型車両が入るものですから、少し苦情を業者側に言いました。それでこうやって、毎月毎月、車両が何台入りますよということで、私のところに届いていますけれども、本来であれば、町側で、町道を使わせてくれと許可をするというので、本来であれば、業者が本当は町側に来て、町でそれに対応して、地元の区長さんとかに流れるのが本当ではないかと、私は思いましたけれども、それで、補修箇所がちょこっとあっても、町で直すというような考えをしていたときがありましたので、これは、苦情はもう業者に言って直してもらえよと私は言いましたけれども、それについてもちょっと反応が遅いから、まだ今についても、きちっとやっております。そういうことについて、室長に聞きたいんですけども。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 議員さんの今おっしゃっている舗装道路の補修については、一応業者のほうで仮の復旧をやらせていただいております。その後、本復旧をやるということで聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 室長が仮の復旧だと。仮の復旧は結構ですよ。だけれども、それが地元でわかっていない、これは私どもの責任ですよ。やっぱり仮復旧をしているんだったら、地元で今、仮復旧までだということは理解していれば、我慢もできるし、その辺がちょっと欠けています。申しわけないです。

それと、実は、町道の関係で工事が遅れたから、地元との、地元の地元ですよ、細い道路まで工事用に使っている。そこまで私ちょっと考えていなかったんですが、町道で、主として蔵持やなんかのああいっただ路線、ダンプが通った路線を、私は大体金額は幾ら要求していたというのも聞いています。正式な、まだ不十分な判こ、町長の判こを押したものじゃないんですが、話としては、億以上ですけども要望はしているんですよ。そういう話は今させています。ただそれが質問している地元の路線かどうか、私はわからない。私はもっと大

きいダンプが公に通っているところだと思っていましたから、その辺はちょっとまたしっかりとしたいと思います。

それで、1点だけここで了解を得ておきたいことは、後で、この工事が終わりますね、それで二、三年、あるいは5年、10年と経過する中で、あのときというのが現在、要するに工期、工事をやっているわね、あるいは工事が終わってから、あのときにやらなかったとか、要するに私がよく表現する言葉、適当でないんですが、落とし子というんですよ。例えば、どこどこで大きな事業、土地改良なら土地改良をやりますね。そうすると補助事業や何かでやって、必ず地元としてはやらなければならないものが出てくるんですよ。それは町が落とし子としてやらなくちゃいけない。

例えば、一つのいい例で申し上げるのなら、野見金牧場を歴史をもってやりましたけれども、あれも最終的には、2,000万有余の測量をかけて一筆一筆、もう現地を落とせるようにした、2,000万で。あるいは、土地を返すのに、植林をして7年も、8年だったかな、要するに下刈りをやるもの、2,000万ばかりをかけてお返ししたと。だけれども、当時、私は、すばらしい時代があったわけですから、当時の落とし子として、今この職にある藤見に処理をさせてくださいというような気持ちで、いろいろと町民、議会にお願いして処理した経緯がございますけれども、この圏央道も非常に大きな工事でございますので、後で落とし子になるものは、だれがまたお世話になるにしても、時が過ぎてから出てくる問題ですので、この辺はここでははっきりとお願いしておきますけれども、そういったものは、将来にわたっては若干出てくるんだということは、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の答弁で、一応圏央道工事については、なるべく担当のほうも、もう少し気合いを入れてやっていただきたいと思いますので、これについては終わりにしたいと思います。

じゃ、次はインターチェンジ周辺の開発について、進捗状況についてとここで要件を出してありますけれども、前日、仁茂田議員さんからあった話と大体同じ答弁じゃないかなと思っていますけれども、何か町でももう少しアピール性を、町長は、企業が来たものについて、もう少し積極的に企業誘致しますよという話がありましたけれども、インターチェンジ、バスターミナルについて、何か長南町のほうは15台ぐらいでしたっけ、パチンコ屋さんのすぐ手前の狭い用地みたいな話は聞きましたけれども、何か市原の田尾のほうにももう少し大きいターミナルをつくるような話を聞きまして、最初の説明と大分変わってきているなど。以前は、長南町が主力で、市原のほうに行くのかなという感じがありましたけれども、今になると、何か市原さんのほうにぎゅうっと持っていかれて、長南町が捨てられているような感じになりますけれども、そういったところについて、少し進捗状況を説明していただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 長南町の関係については、さっきの一般質問でお答えしてございます。市原の話が出ましたけれども、市原も面積的には長南町と大したあれはないと思います。担当のほうから答弁させます。私が間違っていれば、また訂正させますけれども、車両数にして、車の数ですね、たしか15台から20台、それでバスがとまるのが3台から5台ぐらいということで、そう規模的には大きくない。

それで最近、何か大多喜のほうでも直通バスをね。みんな、直通バス、直通バスというのが大変出てきました、一時袖ヶ浦のほうでやった事業のようで、ものは減りつつある状況ではないかと、私は思っています。

それで、長南町の場合も、一番最初は、この向こうへ圏央道、ここからバイパスができると。そうするとインター坂本寄り、インターチェンジのこの間が、両方の間が150メートルぐらいあくんです。そこを何とか使って、私ども、駅がございませんから、圏央道に1つ駅を、長南駅でもつくろうと思って、大きなバスも入って、出てってもらうように、そういうふうな大きなものを考えましたけれども、これはちょっと反対する、反対いろいろございましたから。

そして今度、称念寺のほうの入り口へ、これは1町歩ちょっとなんです、この辺も計画を立てて、役場のOBとか地元の地権者とかにちょっと相談した時期もございました。そのときは用地を町が買収して、ひとつ何か、車も大体230台ぐらいそこへ、一宮まで供用開始になった場合、一宮よりちょっと下になりますけれども、供用開始になったら230台ぐらいがそこを使うだろうということであったので、それもちょうと検討はしたんですけども、やっぱり時代でございまして、各地域で小さなものをつくって、1台で出すというようなことになってきて、現状は大分変わってきております。

ですから、確かに小湊バスさんは、多分田尾のほうだったと思いますけれども、向こうのインターのほうにつくると。ただうちのほうは、茂原へも来たがるんですが、前の市長さんとは長南のほうで、ひとつ土地がありますからよと。そのときは称念寺のところへやるという予定だったんです。考え方でお願いをして、向こうにはつくらないでこっちということですね。ですから、いまだかつて茂原のほうではちょっと検討がないと思うんです。長南のほうでこのインターを使って、ひとつやりたいということについては、茂原のほうも了解しています。

そういったことで、規模は小さくなりつつなっていますけれども、現状としてはそんな状況ですけれども、企業がそういった考え方でございますので、町としてもそういった面でいろいろと協力していきたいと、指導していきたいと、こういうことです。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の大体の話はよくわかりましたけれども、町として、今、町長さん、称念寺とかという話が出てきましたけれども、その地主さんとか、そのように企業が来てから話をするんじゃなくて、地元で買い上げとかなんかというのは、後の話でいいと思いますけれども、地主さんに一応はもう声をかけて、そういう感じがちょこっとでもあったときには、地主さんにもう話をし、下話的ですかね、協力してくれるのかというぐらいな話は、もうある程度さきに進んで、来たときにはすぐもう、いいよ、この場所だったら、そこ、オーケーだよという形で、企業に協力はすぐできるような体制というのは、とっていけないものなんですかね。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 非常に難しいわけですね。今、町がインター供用開始、あるいはまたインターができて、土地利用として、インターのすぐ周りといってもあれですから、千田の地域を今そういった地域として、7町歩程度指定はしてあります、こういうふうに使おうじゃないかということで。あるんですけども、これはやっぱり時代がございまして。

実は、不動産屋が、その不動産屋はもうなくなりましたけれども、二、三年前になくなったけれども、地上

げをぜひやらせてくれということで来ました。だけれども、長南町で一番いい農地だからだめと言って門前払いして、いろいろ言われていましたけれども、門前払いしてよかったなと思っていますけれども、だめだということでした。

それで、当時はまだ路線がはっきり決まったときじゃないんですけれども、この間へつくることと、称念寺のところと、称念寺のときは、これは町が用地を1町歩ちょっと買ってやろうじゃないかということで、地元当たりさわりのないような調査はしましたし、このグリーンラインを使った、お客さんがあそこへ、先ほど230ということをお願いしましたが、たしか500近く東京へ通っている者がいるんだと。そうすると、それが何か計算方式でいって、230人ぐらいが長南インターから行くということで、じゃ230人ぐらいのということで、1町歩ぐらいというようなこともしました。

そうしたら、今度は、唐鎌さんのほうへ、前の町長のところへ入っていく地蔵様の反対側のあそこを、やっぱり一角を、ぜひやってくださいという地元からの要望もございました。それも検討はいたしました。それを小湊さん、これは町が土地を買うなんていう考え、企業側を紹介したら、企業側は企業側として検討し、いろいろと地主ぐらいまで調べましたけれども、やっぱり土地が大き過ぎるというようなことで、現状がそうなったと。これは二転三転、その時期時期によって、いろいろ変わってきてる、変化してきています。

ただ、そこで私が、昨日あたりもちょうと申し上げてはいますが、前もって用地を買って、企業、おいでくださいというようなことを、そういった時代ではないと。ですから、だれかがおいでになってくれると、来るんだと、来たいと言ったら、いろんな面で協力をして、力になって、来いようにいろんな措置を、お手伝いをさせてもらうというのが現状の、現段階での考え方であるということは、くどいようではありますが、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の町長の答弁でよくわかりましたけれども、この長南は、インターチェンジ周辺を何とか企業さんでも何でも来てやらない限り、もう長南町は発展できないと思うんですよ。だから、そのためにやっぱりある程度は、町長さんの今、考えを聞きましたけれども、もう少し緩くして、もう少し足を1歩でも2歩でも入ったような形で、もう少し進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで5番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。よろしくをお願いします。

(午前11時53分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

◇ 左 一 郎 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、6番、左 一郎君。

〔6番 左 一郎君質問席〕

○6番（左 一郎君） 6番、左一郎です。

議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

地デジ対策についてですが、平成24年度の地デジ対策については、今月の4日の日に全員協議会において説明を受けておるわけですが、ダブるところもあると思いますが、よろしくお願ひします。

昨年6月に地デジについて質問しました。詳細な調査をしていただいて、1基でも減らしてもらおうと、そういう話をしたのを覚えておりますが、ところが、24年度の事業では、当初62基の予定が、今年74基と、12基もふえておるところです。また、西、東地区の地域の工事を2期目にした理由として、スカイツリーの電波の状況を見て検討するということでしたが、具体的にどのような調査をし、また、今までのふえた経緯と予算の概要を説明願ひたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 件名、地デジ対策について、そして、要旨は24年度の事業内容というようなことから、どうなっているかということでございます。お答えしたいと思います。

スカイツリーの開業と今年度の事業関係ですけれども、5月22日にスカイツリーは開業いたしました。東京タワーにかわりスカイツリーから地上デジタル波を発信するには間に合わず、来年の1月頃になる予定となっております。これを待って、その送信施設の設置場所を決めるとなると整備が大きく遅れることとなります。

また、スカイツリーからは千葉テレビ放送の電波が発信されませんので、難視区域が解消されることにはならない面もあるわけでございます。

本年度、送信施設を予定した場所については、スカイツリーからの電波の影響を受けない山間谷間にある電波が遮断される集落への電波の発信を行うものですので、スカイツリーからの配信を待たずに早期に難視区域の解消を決めたものでございます。

次に、その送信施設の設置数が多くなった理由でございますけれども、計画作成時には難視地域数は16で当初あったわけでございますが、16地域ですか、で、世帯数で1,331でありました。現在では、それが19地区、1,544世帯とふえております。このようなことからふえたという結果でございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、そのふえた事業費等については、詳細になりますので、担当のほうから答えさせますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

1回目の答弁は、こういったことでお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） ふえた状況をお答えいたします。

事業費でございますが、前回の全員協議会で説明申し上げましたが当初の計画ですと、総事業費4億500万円を想定しておりましたが、今回、送信施設が12基ふえたということで、事業費は4億4,625万円に広がったところでございます。

広がったところでございますが、国庫補助の補助金要綱の改正が一部ありましたので、当初見込んでいたよりも多く国庫補助がもらえることになりました。当初、2億7,000万、国庫補助を予定していたんですが、現在におきましては3億1,900万を見込んでおります。

また、NHKの助成金ですが、当初3,000万円を見込んでおったんですが、地域の皆様の協力によって管理費を多く出していただけることにもなりましたので、NHKの助成としては3,450万円ということで、当初の計画ですと町、単費ですね、単費を1億500万程度と想定しておったんですが、いろいろ国の補助金等の増額もありまして、現在では、町の単費としては9,275万を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 左 一郎君。

○6番（左 一郎君） 予算的には、最初、前年度、1億500万から9,275万円、下がってきたのは多少減ったということで、これは少なくなるということは、よいことだと思います。

そしてこのギャップフィルラーが12基ふえているということですね。これ、どのような調査をして、この12基もふえる、2割もふえて、最初、具体的にもっと詳細な調査をしてくださいと。何でこんなにふえるか、これは想定外ですか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 町長から説明しましたとおり、今回、当初16地区で、19地区、世帯数も1,331世帯から1,544世帯、それで、この広がりを見せる段階におきまして、平らなところがふえるのであれば、さほど基数をふやす必要はなかったと思うんです。しかしながら、この広がりを見せる中で、広がった区域が山間谷合いの非常に電波の届きにくい所に延びていったものですから、そういった所に電波をお届けするにはどうしても送信箇所をふやさざるを得ないということで、ふえていったものでございます。

で、どのように調査したかといいますと、それぞれの箇所に、まず必要なところのブロック分けをいたしまして、本当にそこが必要なのか、ここは本当に受信ができない地域なのかということを調査した中で決めております。

初めの段階ですともっと多かったんですが、例えば、工業団地の中にも1つ必要だという形には以前はなっていたんですが、調査した結果、一応、半分の、工業団地の半分のエリアについては受信可能だという形になりましたので、この辺は、工業団地とこれの方と相談、工業団地にはたてることはしませんでした。

そういったように、できるだけ無駄を省き、設置箇所については検討したんですが、どうしてもこの74基ですか、12基ふやさざるを得ない状況であったため、ふやしたものでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 左 一郎君。

○6番（左 一郎君） 最初から無理だからスカイツリーは結局、全然意味のないことだったわけですね。今、電波も発信していないと。最初からスカイツリーは、当てにしなくてよかったんじゃないですか。それも1回目質問のときに、それが答弁で入っていましたよね。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 当初7月に電波、完成と同時に電波が出るという話は聞いていましたので、そ

れであればこの電波を待つという考え方もあったのは事実です。しかしながら、この電波が来年の1月になるという形になります。それで、1月になっております。で、それを待ちますとそこから調査という形になりますとかなりの日数もかかります。従って、それを待たずして決めたのは1点あります。

それと、今回、設置箇所については、比較的といいますか、スカイツリーから電波が出て、山間谷合いには影響がないものですので、そこを中心として送信箇所を決めたという形になります。

それで、この6月6日に総務省のほうから連絡というか、連絡がありまして、今回、スカイツリーが完成してどのくらいの影響力があるかというところで、再調査するところのチラシが町のほうに届きました。その中におきましても茂原の駅前あたりが影響があるであろうというような形で、なりましたけれども、本町においては、大きく影響がないというような形で、もちろん電波ですから、全然変わらないということはないんですが、大きく影響をしないということで、そういったチラシを総務省からいただいているところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） よくわかりました。

それですね、このギャップファイラーが、昨年度の36基ですか。

〔「36です」と言う人あり〕

○6番（左 一郎君） このギャップファイラーが、各局に対しての利用率というんですか、それは把握していますか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 今現在、どのくらいの方々が向けてくれたかというのは数えてはいません。ただ、このエリアの中で、ある程度の方がBS、要はですね、映らないからBSで視聴しているというのは、国のほうからの資料でいただいておりますので、その程度という形になります。

ただ、この間、森川議員さんからの意見というか、要望等の中で、特に高齢者の方々について、早く、要はそちらに向けて地デジの放送を早く見せてあげる手だてをとということがありましたので、高齢者さん、特に独居老人であるとか、高齢者世帯をちょっとピックアップして、そういったところから重点的にいろいろ説明もし早期につないでいただけるようなことで進めておりますが、何件町のギャップファイラーに向けてくれたかというのは、すみません、掌握はしておりません。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 担当のほうからいろいろお答えしています。

先ほどね、了解ということなんですけれども、スカイツリーの関係で、この前の会議では待っていてやるとか、いろいろあったようで、そういった質問をされています。それに対してはちょっと歯車が合っていないようですから、私のほうから申し上げますが、正直言って、今、今日あたりの答弁を聞いておりますうちのテレビは映らないから、千葉テレビが映らないということは、お客さんにとっては全部が映って満足するわけですから、やっぱり、千葉テレビについては難視にあるわけですから、そういったことをいろいろ総合してみるとですね、東京のスカイツリーではなくして、棚毛のものを受けて、ここで受けて、今のような装置でやったほ

うがですね、より効果があがると。それには、基数がふえた、区域がふえて世帯数がふえて、そして、事業費がふえたと、こういうふうには結果的には流れがなったということで、私どもとしてはつかみきれないものがあった時期があるということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

それとですね、私もよく左さんと同じようなことを担当に言っているんですが、設置して実情がどうなっているか、そのくらいチェックしろよと。それを今言いたいと思うんです。どこがチェックする。

〔「NHK」と言う人あり〕

○町長（藤見昌弘君） NHKがチェックすれば、あちらのほうの情報によってはなんて言っていますけれども、これはやっぱり大きな金をかけてやったことなんですから、町としても時期を見て、どういう状況に置かれているのか、せつかく設置したものでございますから、全部がそれを利用して、実際に困っていない人がいるのかどうか、その辺は絶対これはやらなくてはいけないことだということですので、いつ、どういうふうにということは、まだここで申し上げられませんけれども、これはやるべきことだということ考えていますので、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） それでは、利用率の状態というのか、これがいつになるかわかりませんが、できればそれを出して、資料として残していただきたいと思います。

それと、この地デジに関しての今後、維持費がかかっていくわけですが、この今年度終わって72基分の維持費が年間幾らかかるか。それと、その維持費を町が全部負担して、一生、やっていくのか、その辺をはっきり教えてください。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） まず、維持費なんですけど、現在、12基ほどふえましたので、年間の維持管理費は、約1,200万円と考えております。そのうち、保守点検費が大体、900万円ぐらいという形になります。あとは電気料であるとか、共架料、要は、東京電力とNTTの柱を借りますので、その費用が大きなものというような形になります。

このうち、共架料については、今、NTTのほうは、町がやるんだからということで、少し、すごく安くしてくれるという話がありますので、その辺で、減らしていく努力をしていくつもりでございます。

あと、細かな保守点検料がそれぞれの送信施設とか受信施設にかかる、月の点検料という形になります。これについては、1年間ほど完了を見てからということですので、支払うのは1年後ぐらいになっていくということで、当面は、それを除く400万程度ぐらいの維持管理費になるかと思っております。

それで、一生これを続けるのかということですが、いろいろこの事業が持ち上がってから、建設については、先ほど申したとおり補助金等が使えて、九千何がして町の単費でできますが、維持管理費については、今のところ補助制度であるとか、国の交付金の対象というふうには今なっておりません。

ただ、私どもと同じような課題で、町が難視対策をして、こういった大きな費用を払っていかなくちゃいけない同じ立場にあるのが夷隅とか、睦沢になります。そういったところと、この事業が始まってから、補助金の対象としてくれとか、交付税の対象としてくれとか、国・県、機会があるたびに要望をしております。国会議

員さんのところに行ったことも、要望を上げたこともあります。ただ、今のところいい返事は聞かれておりません。従いまして、今の現段階では、この1,200万については、町が単費で払い続ける形になります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、室長のほうから申したとおり、ご答弁したとおりでございます。ただ、ここではっきりしておきたいのは、金額については1,200万というけれども、保守点検を入れるともう少し額が膨らむのではないかと、もう少し膨らむよな。1,200万規模だと思えば大変だと思うけれども、いずれにしても、これは、町が現時点では負担していくというふうに考えております。

ただ、時代の変化によって、あるいは、今、室長が言ったように交付税の対応とか、あるいは、今回も町村会を通じてですね、国のほうへ要望をいたしております。そのように、要望をして負担は個人ではない、お客さんでないものに負担をさせたいと。できるだけ。国にも負担をお願いする中で、あるいは、県にも、あるいは町でもというようなことで、お客さんには、原則的には現時点では負担させないということです。

それで、西地区のほうで東電の関係でやっておるものと今回のものを足しますと、大体、2,000がちょっと出ると思うんです。世帯数として。ですので、3,300という世帯数ですが、この辺は実際に、私がよく申すんですが、世帯分離したり何かしておりますので、2,800戸が欠けると思います。ですから、ほとんどの地域がこの恩恵にふせるわけでございますから、決して町全体を眺めた場合、不公平にならないと思いますので、現時点では町負担でいきたいと。それでお国や県に働きかけて、負担も、応援をしていただくというような考え方でおります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） ということは、まだはっきりは言えないということですね。

はっきり言えますか。

で、単純計算ですね、年間1,200万、10年やって1億2,000万、で、今回の事業で9,275万ですか、この予算よりも遙かに金額が張っていくわけですね。これはもうちょっとよく考えたほうがいいと思うんですけども、町がずっと、これ、10年間やっただけでこれよりも多くなるわけですから。

それと、その辺はよくわかりました。今後の、今年、24年度の事業は終わりにしてですね、難視地域100%解決できるようにしていただいて、また、あそこが映らなかった、もう1塔立ててくれとか、そういうことがないようにですね、今年度で終わりにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） さっき負担の問題で、あれしましたけれども、10年後、建設時と比べてこうだということで、大変だということでございますけれども、これは、今回の議会でも申し上げております過疎地域において、テレビが映らないところがあるということでも、これはいけないうけですから、全町が、本当にみんな映るような場所にしていくには、町が事業費を出す、あるいは維持管理費を出すのが、私は一番いいことだと。そして、先ほど申しましたように、該当世帯も非常に多いわけですので、この辺が不公平を起こさない、また、

今度のいろいろな面で、長南町のよさを出していくには、テレビの難視区域の解消ということは大事なことだと思いますので、できるだけじゃなくして、町民には現時点では負担をかけないということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） これで6番、左 一郎君の質問は終わりました。

以上で、一般質問は、終わりました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第3、議案第1号 長南町災害対策基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番、加藤でございます。

今回の災害対策基金条例は、目的からいって災害の予防とか、応急対策、災害復旧に充てる経費を基金として積んでおこうということのようであります。

1つお願いといいますか、状況の確認なんです、町が今推進をしております自主防災組織ということで、もう数個のものが立ち上がってくるというようなことであろうかと思いますが、そこにもまた関係してくるんだろうと思っておりますが、自主防災組織の要綱の中の最初の定額補助ではなくて、年間、毎年実施した訓練の結果のあれを受けて補助金をいただけることになっておると思います。

たしか、1戸当たり200円だったかな、ということで、前に、事務局さんにもちょっと、執行部にもお伺いしましたが、ちょっとこの金額が安いんじゃないかなというようなことも言われておるので、この基金から何か対応していただいて、この、毎年補助をいただける200円毎戸というのを、もうちょっと、上げて、この基金から何か使っていただいて上げてもらうことができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

今回の基金につきましては、ちょっと使う関係では条件がつけられておりまして、平成23年3月11日以降に始めた事業であるというような条件つきでございます。従いまして、今、加藤議員さんのお話のあった自主防災組織の関係の補助金につきましては、実は、3月11日前に要綱がつくられておりますので、このままの形では、基金を活用することはできません。

ただし、今、お話があったように、設立当初は、結構いい補助金が来ますけれども、それ以降は、200円掛けることの世帯数だったと思いますが、100世帯あっても1年間2万円ということで、その辺どうかというところがあって、ふやすことは可能なんですけれども、ふやした場合の補助金のあり方は、ちょっと終期をつけさせてもらおうかなと思っておりますが、ちょっと少ないかなと私のほうも思っておりますので、自主防災組織の要綱のほうの改正をさせていただいて、それに基づいて基金のほうからの支出をすることができるようになり

ますので、そういったことで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） そういうことで、もし、また要綱等を変えてできるようなことがあれば、200円、今の金額があれですけれども、倍とか500円とか、上げていただけるようにまたご検討いただけるということで、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それから、これは、今回、県から1,400万でしたっけ、来ると。また来年、この半分が来るだろうということの想定で、二千何百万ということがあって、それからあと歳入歳出で定める額ということがありますけれども、大体、これはどの程度考えておって、これは予定ですからあれですけれども、基金として、トータルどのくらいを最後に持っておきたいなというようなことが、もし今わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

この基金の性質なんですけれども、今度は、いつまでこの基金を持つことができるかというと、実は、国から来るお金、今年が1,400万円、多分、来年がその半分ぐらいですから700万円、全部で2,100万円ですけれども、2,100万円についての部分においては、10年間で使い切りなさいよというのが、この基金の性質でございます。で、2,100万以外で町で積んだ分については、ずっと使える話なんです、ですから、それ以外について、どういう何て言うか、積み立てをしていくかということになりますと、当面は、基金から発生する、大したことはないんですが、利率だとか、あるいは寄附金だとか、災害にどうしてもこの辺は残しておかなければならないという部分があったときに、町単費の基金を積みますけれども、2,100万については、10年間で使い切り、10年後に残ってしまったら返さなければならないというような性質のものだということで、ご理解をいただいております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。それでは、2,100万が10年間で、11年か10年間で使いきらなきゃいけないということで、また、少し知恵を出していただいて自主防災組織のほうにもまたひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） お金をもらって積んでおくというのは、非常にわかりやすい話なんです、そのお金の流れについて確認しておきたいんですが、国が2,000億を被害のあった9県に配付するというので、千葉県に30億来るということですが、千葉は、その30億を被害のなかった市町村にも配分することなんですか。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） 千葉県は、当然、被災県ですから、被災県についてということで、30億円いただきましたけれども、全市町村に配分がされました。ですから、被害を受けていない町村にもそれなりの配分があ

ったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今回の、今、言っている基金がですね、国が予算化して県に30億来てそのうち被災したところと被災しないところもありますけれども、性格がこれから、1条で目的ですね。予防対策、応急対策、こういったものを、将来に備えていろいろなことに使ってくださいと、被災県としてですね。ですから、当然、被災のあった町村、旭とかですね、浦安のほうはもっとたくさん行っていると思います。いろいろな計画を立てますので。ただ、私のほうは、被災が全然なかったというのは、見舞金をもらっていないのは、うちと、どこか、幾つもないんです。本当にうちはゼロでしたよ。ですけども、うちのほうも2,100万程度いただいて、将来に備えていろいろな計画を、災害に対して10年間のうちに使いなさいというような性格のものでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 了解しました。

○議長（松崎 勲君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町災害対策基金条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第4、議案第2号 長南町学校適正配置検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 11番、石井正己です。

第3条についてお伺いしたいと思います。

この中の3条では、2項の1に学識経験者、地域住民代表、その他教育委員会が必要と認めた者、それが載っていますけれども、学識経験者というのは、そもそも、私も、広辞苑を引いてきました、今日。学問と識見、学問から得た識見、学問上の識見、これを称して豊かな人だそうです。

で、学問上の識見と豊かな生活経験のある人。識見とはと、こういうことでございますけれども、物事を正しく判断、評価する力のある人。こういう人だそうです。これをですね、学識経験者といろいろな条例規則の中に出っていますが、これらを長南町はどのようにとらえて学識経験者として選ぶのか。

それから、住民代表というのはどういう人なのか。教育委員会が必要と認めた人3名というのは、これはどういうものなのか、それらをひとつお願いします。答弁をお願いします。

それから、第7条の意見の聴取等あります。14ページ。委員会が必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞き、または必要な資料の提供を求めると。

これはですね、どのような場合を想定して考えているのか。この2点、お伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、石野弘君。

○学校教育課長（石野 弘君） 石井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の学識経験者とはというところですが、今、石井議員さんがおっしゃったように、辞書ではそういう表現を使っておりますけれども、今回の条例につきましては、地域の小学校の状況をよく知り、地域の歴史や学校関係に詳しい方を考えております。

続きまして、地域住民代表ということですが、こちらにつきましては、各地区ごとのまとめ役と考えておりますので、例えば、各地区の区長さんのような地区の代表する方と考えております。

続きまして、第6号のほうのその他教育委員会が必要と認めた者ということですが、こちらにつきましては、会議を進めていく中で、必要と認めた際に、先進地域の情報を得るために、その関係する方に委員として入っていただくことを考えております。

続きまして、第7条の意見の聴取等とありますけれども、どのような場合かということですが、こちらにつきましては、検討委員会が先進地の視察などを行った際に、視察先の職員の方に説明や意見をいただき、説明資料の提供をしていただくことを想定して規定したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 学識経験者については、その地域の歴史、その他詳しい人ということですが、では、具体的にどういう人を、今、考えられているのか。それから、その他教育委員会が必要と認めた者の3名は、これも、具体的にはどのような人を考えているのか、この2点をお願いします。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この（1）の学識経験者、それから、その他教育委員会が認める者も含まれるわけなんです、実際にはどなたかということですが、地域の小学校の状況、あるいは、歴史、あるいは学校関係のこと詳しいことということで、地域の議員さんも考えております。

また、元学校経験ということで、校長経験者、そういった方々を考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 3番、森川です。

この間に、これ、学校適正配置検討会、条例が出ましたけれども、その前もありましたよね。それから、進みが、こういうものを設置したほうが小学校が1つになって、仮の話ですけれども、クッションがあったり、こういう適正な答えが出るんだということで、必要なかもしれないですけれども、ちょっと進度が遅いかなと。

で、この中で確認したいのは、第2条（3）その他学校を適正に配置するために、必要な事項と。この中に、例えば、仮の話ですけれども、4校が1校になったり2校になったり、あるいは3校になったりするんでしょうというようなことを話されたときに、残された学校の校舎をどうやって使うかとか、あるいは、1校の場合には通学も広範囲になりますけれども、そういうことも含まれているんでしょうか。

それをちょっとお聞きしたいです。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 私のほうからは、前回の、今までの適正規模につきましては、学校教育効果、指導効果ということで、検討したんですが、今回は適正配置ということですので、今、森川議員さんがおっしゃったような方向になります。ですから、このままの状況で、複式を避ける方向でいくのか、あるいは、4校を2校にしてまとめていくのか、あるいは、1校にまとめるのか、1校にまとめた場合には、どこの学校を生かすのか、あるいは、新設するのか、そういう、もろもろのことについて協議をしていきます。

そうした場合には、例えば、統廃合になった場合には、もちろん、廃校ということが考えられますので、その学校の検討につきましては、この提言が出された後に、次の問題として、その残された学校をどう活用していくか、活用検討委員会みたいなものをまた立ち上げて、多くの皆さんの意見を聞きながら進めていくのがいいのかなということで、今、教育委員会ではそういう方向で考えております。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今の1点目はわかりました。2点目の通学のことについても話されるんですかね。

〔「子供の通学ですか」と言う人あり〕

○3番（森川剛典君） だから、4校が1校になったとか、そういうことを話されるわけですね。そうした場合に、通学の範囲が広がる、スクールバスをつくらうとか、そういうことも考えて答申を、広範囲な通学の問題もありますからこういうことをお願いしますという答申まで出るんですか。それとも、ただ4校を1校にするか、2校にするか、そこまでしか出せないんでしょうかという、それに、これがどこまで入っているかということなんです。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 今の予定ではですね、森川議員さんがおっしゃったように、4校を例えば2校にする場合には、どこかの学校はなくなるわけですね。通学の範囲も含めてですね、含めて、どの学校を残すかと

いうことも含めて、全部のいろいろな条件を想定しながら協議していかないと、どの学校を残すかと決められないと思いますので、そういうことも当然含まれてくる予定でいます。そこまで考えています。ただ、1校にするというだけじゃなくて、そういうことも含めて考えていかないといけないのかなというふうに思っています。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） この2号議案はですね、提案者は私になっていますけれども、つくったのは教育委員会でみんなやっています。それで、今、森川さんの、3番議員さんの質問は、極めて重要なことですので、町の基本的な考え、そうあったほうがいいではないかなと思うようなことで申し上げるならば、やっぱり、この検討委員会は、今森川さんがおっしゃるように、4つが1つになったら、残った3つは、どういうふうに使うんだとか、あるいは1カ所になったら、通学の足はどうするんだとか、そういったことは、第2に考えるぐらいでいいのではないかと私は思うんです。えらい極端なことを言いますが、教育効果というものを、こうしたら一番よいというものを検討委員会で出してくれたらそれに行政を預かる者が環境づくりはすべきだということで、常に私は、教育に対して考えておりますことは、環境を私はやりますよ、執行部がやるよと、教育のことはおまえらでやれと、委員会でやれというものが私の原則的な考えでございますので、この処理に当たっても、あとに残った学校をどうするんだとか、あるいは1つになったら子どもらの通学をどうするんだと、そういったところは余り重点を置かず、行政預かる者が検討すべきだと私は基本的には考えています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 残った学校については、後でも検討できるんですが、通学の範囲については、やはり、行政が関与していく、大多喜高校の時なんかは、そちらに大多喜高校のバスをつくってくださった会長もいらっしやいますけれども、やはり直接これはリンクして関係していく問題だと思いますので、そういう問題については、町もアドバイザーじゃないですけども、その問題に逐一、通学、広範囲なためにバスなんか出せませんか、それは検討できますよとか、そういう話をしていかないと。

ただ単に答えが出た後に、その後に通学検討委員会をつくらうとか、それだとやはりちょっと進度が遅いと思いますので、中にこういう問題が出てきておりますとか、そういう中にある程度関与していったほうがいいのかというふうに考えております。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番、加藤でございますが、今、教育長さんのお話を聞いていると、前回、要綱で定めた委員会、今回、条例で定める委員会、次にもう1個、3つぐらいのあれでいくというような形を今ちょっと話をいただいたと思うんですが、前回の要綱での委員会、及び今回の、これ、正式に附属機関とするのでしょから、この条例による委員会も期限を決めてやっていただいていたほうがいいし、やってもらったほうがいいんじゃないかと。

前回の要綱による委員会は、22年の何月かに進めて、今年の1月に提言があったと。というような話で、いつこの会議は終わってするのか、ちょっと先が見えないと。今回の条例も、それならもう変な話、あと町長2年

だからと。1年で結論出してもらおうと。あと1年で町長にまた考えてもらおうというようなことで、時間をやっぱりどこかで決めないと、いついつをもって答申を出してもらおうんだと。いつ出てくるかわからない答申をやっているのは、どうもおかしいなと。

今回も補正で4回の報酬がのっているわけですが、4回はやるんでしょと。でもまた来年もやって、また4回かなんかやるんでしょと。それなら毎月でもやってもらって、報酬いっぱい払ってもいいですから、今年度中に結論を出してもらおうというようなことを考えてもらったほうが、いいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 期限のことにつきましては、前回は2年間で、一応、適正規模については、提言をまとめていただくということで進めてきました。

今回につきましては、提言の中で、複式学級を、今の、町が取り組んでいる教育方法は非常にいいことだと。これはぜひ続けていただきたい。だけど、複式学級を避けたいという提言が出されました。複式学級が出てくるのは、長南小学校で、平成29年に出てきます。それまでにどうしても今回の廃止の結論を出して、またその後いろいろな手続があったり、準備があるわけですので、その期間を考えて予定していかなければいけないということで、今回の適正配置についての提言は、やはり同じ2年間で予定しております。

そこで出されたことについて、その後、今お話のような話で進んでいくんだろうというふうに思っています。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 2年間ということで了解いたしました。できれば、2年間で条例の中に入れてもらうとか、正式に2年間だということが周知されるとか、できれば1年間ぐらいでどんどん先に進めていただければなと思っておりますが、わかりました。

それと、先ほどからも話しました前要綱というのがありまして、今、聞いていると前要綱というのの目的も見ますと、学校運営に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、委員会をつくるんだと。所掌事務としては、学校の規模、配置の適正に関する基本的な考え方と基本的な方法を具体的な方法について検討し、委員会に提言するんだというようなことで、その目的等をうたった要綱で2年間、何回かわかりませんが、委員会をやったと思うんです。

先ほど森川委員も言いましたけれども、その報告を見ますと、学識経験者である松崎議員さんが委員会の委員長となりまして、提言が出てきたわけですが、どうもこの設置方向の、古い話をして恐縮なんですけれども、目的から言うと、また、次に委員会をつくってまた検討してくださいというような結論をまたもらうのももらうほうですという感じがありましたので。

それともう一つ、ちょっと古い要綱の話で恐縮なんですけれども、10人の委員さんがいらっしやっつた。その中に学識経験者として教育委員長がいらっしやると。教育委員長が今度は受け手になってその提言を受けているというようなことは、どちらのほうにも教育委員長が入っていて、教育委員長が教育委員長に提言を出すというようなこと、内容もおかしいんですが、そのシステムもちょっといかがなものかなということ、古いのを見ていたらわかりましたので、今回、また、正式に立ち上げるわけですが、先ほどのいろいろな石井議員さんがおっしやっつた、中の人たちがおかしくならないように集めていただかないと、いけないんじや

ないかなと思います。

ちょっとこれ気になったので、話しましたけれども。

あと非常に、人数は先ほども言ったとおり前回は10名が18名になりバージョンアップされているというようなことで、また、報酬もたくさん払わなくちゃいけないというようなことなんですけれども、なぜこんなに大きくする必要があつて、前回もほとんど同じような、ただ要綱と条例というところが違っているだけであつて、内容はほとんど変わっていない。人数がふえているなど。反対に言ってしまうと先ほど言った前要綱での所掌事務とか目的から見ると今回のあれは、トーンダウンしているんじゃないかなというような感じも、その第2条ですね、所掌事務でちょっと見受けられたりしましたので、ちょっとこの辺、何かご回答があればよろしくをお願いします。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 先ほどお話ししましたように、適正規模の問題は、この人数の学級で教育効果があがるかどうかの話でありましたので、教育効果の問題から検討したわけですね。ですから、10人で適任かなというふうな判断で。今、お話のあった委員長がちょっと入ったということは、ちょっと今後反省して、今回、次の段階ではその辺は十分注意していきたいと思いますが、今回の適正配置、配置の問題は、今度は学校のあり方、学校のあり方の検討ということになりますと、学校というのは、物すごい長い歴史の中で、地域の方はほとんど、100%とっていい方々がかかわっているわけでありまして。その、おらが学校という田舎では、本当に、この町の方たちは、非常に学校を大事にしている。そういう中で適正配置となりますと、当然、今の教育でいけばそれはそれでいいんですけども、いろいろな問題で、2校にしたらいい、1校にしたらいいという話が出たときに、各学校の地域の各学区の方々の意見を十分吸い上げられる、そういう配置を考えて、ここでは幅広い、しかも、偏りのない意見を吸い上げた中で、よりよい提言をいただきたいということで、大体人数を見てわかりますけれども、4名だとかということが、大体、4地区の公平な、平等な構成にしていきたいということで、18名以内ということに、ちょっとふえてしまいましたけれども、なったわけでありまして。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） どう考えても人が減っていくので、学校は減らさなくちゃいけないということということは、4校を2校にするか、4校を1校にするか、4校を1校にしてどこか新しい学校をつくるかとか、その辺の3つ、4つしかないんですね。多分。それ以上のことを考えられないと思うんです。だから、的を絞って、もう2校にするのか、1校にするのか、どこか1校をつくるのか、その辺をはっきりもう決めて、方向を決めて、そこに向かって、通学の問題、バスの問題、いろいろまた、それと一緒に検討しなきゃこれはできない問題なので、その辺は十分に検討してというか、考えてもらわないと、時間だけ食って、町長在任の間に結論も出ないというようなことでも、ちょっとあれかなと。ぜひとも藤見町長の間に結論を出していただければうれしいかなと思います。以上です。

○議長（松崎 勲君） 特に、町長、藤見昌弘君に答弁をさせます。

○町長（藤見昌弘君） それでは、議長さんのお許しいたできて、基本的な私の考えをちょっと述べさせていただきます。

この間の、今までの要項は、今の学校の規模、人数等を検討していかなものかということで、規模検討をしていただいたわけでございます。その結果、今、いろいろと交流して西と東、長南と豊栄が交流しているいろいろやっております。そういったことを、そして、長南が29年から複式になると。複式になった場合には、複式は避けてくださいと。できることなら、複式にならないで学年を別々にして、片方の教員については、町が単費で、県から教員の人件費を出してまでもそういった教育で複式にはしないでくださいという答申をいただいた。そして、この後は、適正な規模について、検討してくださいという要綱に基づく規模検討委員会から私のほうに提言があったわけです。

それに沿って、学校をどういうふうにするかと。先ほど、加藤さん、おっしゃるように4つでいけないんですから、3つにするか、2つにするか、1つにするか、建てかえるか、これだけしかないんです。私はもう大体腹は決まって、私が決めるのなら、決まっています。ただ、そういうものではない。ちょっと人数が多くなりますけれども、いろいろな各階層からできることなら、4人、1地区1人くらいずつ、学区、地区というのはちょっと訂正します、学区から1人ずつの代表がいろいろな分野から出ていただいて、大人数になりますけれども、将来に備えての協議をしていただくと。

それと、この6号目の(6)の教育委員会云々というの、助成の関係も出ていますけれどもね、そういったものを選ぶにも、こういったところから、ぜひ、もし、教育委員会のほうで選んでくれなければ、町長部局のほうからひとつ、こういったものを選んでくれと言えるような枠組にも、ぜひ、私としてはしたいというようなことで、結論は急ぎたいんですけれども、時間はできるだけかけて、皆さんに了解をしていただくように、皆さんがこれは素晴らしいことだということで。

ただ、その場合、加藤さんおっしゃってくれた、もし1つでいった場合、これはもう中心に建てる以外ないんです。みんな、学区、学区で欲しいんですから。これは、統合というのは一番難しいわけですから、長南中学も真ん中に建てようということで、こういうふうにしたわけですから。やっぱり、真ん中に建てるということになりますと、今度は、財政的なことで年数もかかりますので、現在の形で複式をなくした中で、努力をしていくということになるわけです。

いずれにしてもですね、この条例に基づいて設置された委員会で、今後の長南町の適正な配置についてご協議をいただくということで、ひとつよろしく、ご理解いただきたいと思います。

〔「議長、進行」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 重要なことなので、議事進行にこだわらず私としては、徹底的にやっていただきたいと思うんですが、私も、教育長さんが答えていただいた2年という期間はちょっと長いと思うんですね。で、先ほど町長さんがもう腹は決まっているようなこともおっしゃいましたので、ぜひ、主導権をとっていただいて、早急に決めていただきたい。2年にこだわらず1年という期限を設けて決めていただきたいという私の意見です。

○議長（松崎 勲君） 要望ですね。

○4番（小幡安信君） はい。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

反対討論ですか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 先ほど申し上げましたように、この早急に決めていただきたいということで、ここに答申の日程が載っていないということで、私としてはこの議案に対して反対いたしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 賛成討論。ただいま、いろいろと、配置検討委員会でございますので、これからいろいろ決めるわけでございます。ですから、ただいま言ったような方々の意見を聞いた中で、これを、配置検討委員会ということで決めますので、ぜひとも、これは必要な条例でございますので、と、私は思いますので、これは賛成いたします。

○議長（松崎 勲君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町学校適正配置検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第5、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） この提出理由にも、参考資料の提出理由にも書いてあるとおりでございますが、50人以上の企業にかかわる社員、あるいは従業員等を抱えている会社については、この産業医を置きなさいというような提出理由のところに書いてございます。

それとこの、医科とか、歯科とかいる中で、この産業医さんというのは、具体的にどのような職務を遂行するのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それとですね、月額4万円というこの報酬がですね、ほかの嘱託医の医科歯科年額に比べてどうなのかなと、数字的に。その2点でございます。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

まず、産業医の関係ですけれども、議員さんおっしゃるとおり、50名以上の労働者を抱える事業者にあつては産業医を置かなければならないということが労働安全衛生法の中で決められておりまして、産業医はどういうものかといいますと、労働者の健康管理、あるいは、衛生管理の主体となるものでございまして、主に健康診断関係、メンタル関係だとか、そういったものに携わっていただけるものでございます。

なお、産業医さんにつきましては、医師の資格があればなれるということではなくて、プラス産業医として研修を受けた者になっていくというような形での状況となっております。

なお、さっき歯科の関係でありましたが、歯の関係の部分においても実は産業歯科医、歯の歯科医というのがありますけれども、それは有害ガスだとか、有毒ガスなんかをやる事業所において、歯のほうに影響がある部分になると歯の産業医さんを置かなければならないということになっておりまして、役場の中では、その歯の部分はありませんので、通常の、心だとか、病気だとかのほうの産業医さんになります。

それから、4万円の話でございますけれども、実は、産業医さんの報酬というものが医師会のほうで決められておりまして、従業員が99人までの事業所にあつては、月6万円、長南町の場合、今133名おりますが、100名から199名の事業所にあつては7万円というような形で決められております。これにつきまして、うちのほうは4万円ということでございますけれども、産業医さんは、実は、医師会から推薦をしていただきまして、元気クリニックの今関先生にお願いがされるわけでございますけれども、うちのほうで今関先生と交渉させていただきまして、7万円なんだけれども、長南町ですから4万円でやっていただけるということで、今回、4万円の予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ちょっと今、聞こえなかったんで、7万円が先生がオーケーして4万円になったということでしたか。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） はい、そうです。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） それとあと、元気クリニックさんが年に何回ぐらい役場のほうに来るか、大体わかりますか。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） 産業医さんの仕事としては、毎月1回、職場を巡回しなければならないということになっておりまして、既に4月から、4、5、6、3回来ていただいております。今後も月に1回は来ていただけることになっております。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） ちょっと補足させていただきたいんですけども、実はですね、本当に4万円にしてもらった。この周りでも2万円のところがあります。が、実はですね、もういいことですから申し上げますが、今回、たばこを吸う場所も上に行きましたね。屋上に。これ、先生が持っていけというんです。あの人は廃止しろと。4月には、ガスの事業所、5月には保育所、もうよその産業医さんは名前だけだそうです。うちは、この間、うちの職員で、これは、責任ある職員がえらいの頼んじやったと、私に言うんです。おれが頼んだんじゃないと。これは、医師会のほうにお願いして資格のある人がおいでになってくれて、ですから、私は、話し合って7万が4万じゃ安いな。もう3回ちゃんと出てきてね、現地を回って、保育所、あとどこ回った。

〔「霊園」と言う人あり〕

○町長（藤見昌弘君） 霊園回った。こういうふうにはですね、本当にチェックを厳しくやってくれています。

この間、こういうこと言いました。ほこりまでね、保育所行って、こういうところのやつで、ほこりまでやったそうですから。いずれ皆さんの耳に入ると思うんですが、非常に私としては、適任者をお願いしたなと思っていますが、職員ではえらいものを頼んだというような状況でございますので、その辺、ぜひ、ご理解いただいて、いい方向へ行くという期待をひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は2時25分を予定しております。よろしく願います。

（午後 2時09分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第6、議案第4号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 11番、石井です。

この中で、ちょっと聞いておきたいことがあります。

まず、21項で、外国人登録法に基づく登録を受けている者、これは今回削られるわけですが、これが、外国人登録をされている者が、長南町に何名ぐらいいたのか。

それから次に、下のほうに（8）の市町村長は、1、2にかかわらず外国人住民、つまり、外国人住民とは、日本人以外のことを指しているのですか、どういうことなんですか。

それから、外国人住民にかかわる住民票に通称使用、通称が記載されていると記録されているとあるは、どのようなことなのか。

ここで、本町の外国人登録原票に登録されている者が、受けた印鑑登録というのは、過去にありましたか。

それから、印鑑の形はどのようなものがありましたか。あったとすれば、丸い印鑑なのか、四角い印鑑なのか。また、そのものが片仮名表記でされていた場合には、アルファベットで、あると思いますから、マサミ・イシイって恐らく片仮名で表記されていると思いますけれども、こういうような実態は、今回の、長南町印鑑条例の一部を改正するところによって、外国人であった者が、今までは外国人登録法で、登録されていましたよと。住民基本台帳法に基づいて。しかし、今度はもっと門戸を開いて、外国人でも一般の人として、日本人として迎えてやろうよと。運転免許証だとか、いろいろな、必要な書類をつくるたびに、こういうものが登録証を必要として印鑑証明が必要だから、そういうものになるわけでしょうけれども、そういうような実態が、長南町であったのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、岩崎利之君。

○税務住民室長（岩崎利之君） 石井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、登録されている者の人数でございますが、今年の4月1日現在では43名登録がございましたが、現在では39名になっておるところでございます。

4月1日から4名減っているというような状況でございます。

それから、外国人住民とはというような、どんな人かというところでございますが、確かに日本人でない人という、簡単な言い方でございますが、日本国籍を有さない者というように理解していただきたいと思います。日本国籍を有していない者ということが日本人じゃない人というようなところでございますので、ご承知願えたいと思います。

それから、通称とはどのようなものかというようなお話でしたが、通称とは、まず、長年日本で生活している外国人が、本名、横文字で、いろいろながありますが、本名とは別に日常に使用している日本式の名前を通称というふうにとらえております。これについては、行政上の運用として、便宜的に原票の氏名欄にカッコ書きで登録されたものでございます。

ちなみに登録には、日常的に用いられているということで、それを立証できるものがなければ、これは、また登録できないと。例えば、友達同士で手紙の交換をしたりして、あて名書きがその通称名になっているとか、そういうものがあれば、その通称名で登録ができるというものでございます。

通称名というのは、当然ながら1人1つということになっています。ただし、例外が若干ありまして、結婚したりしますと、配偶者の日本人の人の氏、を名乗って、通称として登録するというのも可能でございます。

それで、印鑑登録が今、そういう形でされているかというもので、ちょっと人数的にはわかりませんが、印鑑登録自体は、外国人住民の方でも現状でされております。登録されております。

それで、形としてはということですが、印鑑の形が日本人も外国人もみんな一緒でございます、大きさは、皆さんご承知のとおり、8ミリから25ミリの間でございます。丸でも四角でもそういうものでございます。それで、まだ、その人たちの登録印鑑のもの自体は、ちょっと拝見していませんが、きちんとした、その人の本名の、名前とか、氏などが、その国で使用されている名前の部分をきちんと使っていなければならない。一部ということでも構いませんが、全く使われていない文字を使っての登録というのはできないということでございます。頭文字とか、ファーストネームの頭文字と、このファミリーネーム、名前ですね、名前のほうをつけ加えて印鑑登録はできますが、単なる頭文字だけでほんと1つというのはできないということです。あくまで、本名に近い形の中で、簡略したような形というものであれば、印鑑登録ができるというようなところでございます。

私のほうからは以上でございますが、以上で、ご回答とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） それでは、この印鑑証明は、主にどういうところに使われておりますか。使用目的。想像すると、自動車免許だけど、そういうものに使うでしょうし、あるいは、個人財産の売買だとか、あるいは登記だとか、そういうものに考えられますけれども、そこまではわかりませんか。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、岩崎利之君。

○税務住民室長（岩崎利之君） その使用方法につきましては、今、石井議員さんがおっしゃった形がやっぱり多くあると思います。車の登録だとか、そういうものにはどうしても必要になりますので、そういうものについて、使用されているものが多いというような状況だと思います。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第7、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第8、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 極めて喜ばしいことですので、質問したいと思いますけれども、何を聞くかと

いうと、又富団地のことです。

7ページ、財産収入で、2区画927万9,000円。8、9ページで、これは歳出のほうですけれども、財産管理費で、フェンスの処理として20万円、それから減債基金積み立てで928万円、売れて非常によかったと思いますね。そこで、このように予算計上されておりますけれども、フェンスの補修の内容ですね。どんなところに使われて、どういうふうなフェンスを直したか。

それから、分譲団地の残り、何区画ぐらいありますか。それで、その区画は、1区画、大体、平均どのくらいですか。その辺をお教えいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 財産管理費の中のフェンスの補修として20万円の内容でございますが、区画で、ちょっと小高いところにあるところがありまして、その下は、又富団地の調整池になっていますが、そのフェンスが、ちょっと腐食をしまして、これは、町の敷地に建っているものですから、これ、収入もありましたので、補修をさせていただきたいということで、20万円の計上でございます。

それで、あと区画数になりますが、今回、戸建ての区画が2区画売れましたので、残り、戸建ての区画はあと1区画という形になります。

それと、あとは又富の初めからのつくるときのコンセプトといいますか、あそこは、社宅用地として分譲を基本をとってなりましたので、あと、大きな区画が4区画残っているところです。その1区画については、今、圏央道の関係で貸していますが、そういった状況になっております。

価格については、残りのところの平均ということでございますが、1万7,000円で、平米ですけれども、やっております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） ということは、1万7,000円ですけれども、面積がわからないのでどのくらいかなと。1区画。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 戸建ての面積は、291.8平米ですね、残っているところの面積はですね。あと、4区画については、すみません、ちょっと計算させてください。

社宅用地として造成したところが4区画で、平米としては7,316平米になります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 12番、丸です。

8ページの歳出の総務費の9目の防災対策費。ごめんなさい、9目ではなく、10目ですね。10目諸費、防犯灯にかかわる電気料の目になりますよね。これ、電気料、基本料金と使用料が発生してきますけれども、使用料に関しましては単価がフラットではないんですよ。ということは、一括先払いというような説明を受けていますので、そこに過不足が生じた場合、余計払ってしまったと。あるいは、足りないからもう少しくれよと、

そういう精算は、最終のときに、1年後あたりに、1年後といいますが、6月の補正ですので、年度末あたりにやるんですか。これは、月々、一括先払いですから。その一括というのは、年度末までかかってしまうのか、先払いしちゃうのか、そこに対して、過不足が出た場合の、その精算の仕方をちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

防犯灯の電気料の関係でございますけれども、ちょっとこれ複雑なので、うまく説明できるかどうかわかりませんが、実は、防犯灯については、丸議員さんおっしゃるとおり、定額で契約させてもらってありまして、防犯灯の設置の数としては1,330ぐらいになっております。この関係、一括払いを23年度から始めさせてもらいまして、24年度も一括払いで請求が参りました。どういうことが起こったかという、私のほうも、その辺ははっきりとは見ておかなかったんですけども、実は、家庭用の電気料もそうなんです、防犯灯もそうなんですけれども、燃料費調整額というのがございまして、これは、2000年の1月に燃料の価格の変動に応じて料金を自動的に調整することができる制度だということで、国の許可を得ることなく、自動的に燃料の変動を電気料金に転嫁する制度なんです。

これがどういうふうに反映されたかといいますと、23年度の一括払いのときのその燃料調整額というのは、マイナス、定額の場合、1灯幾らになるんですけども、マイナス50円前後だったんですね。だから、それが今度、24年の4月になったら、これは、プラス5円くらいになっちゃったんです。そうすると、その差がどうなったかという、55円の差が出てしましまして、55円の差を1,420で、12カ月分を掛けてみますと、なんと95万円ぐらいの不足が生じてしまったということで、今回の補正をお願いすることになったわけなんです。

この補正の中には、百六十何万になっていますから、まず、24年4月以降の1年分の95万円分と、それから、23年度で310万円ほどの一括払いをしたんですけども、その燃料調整額の関係で、2月と3月分の電気料が不足を生じておりました。その不足分が24年度の新年度のほうに加算されました関係で、こんな金額になってしまったわけでございます。

ただし、じゃ、ご家庭の部分はどうかというのがちょっと疑問になるんですけども、さっき私、お話ししましたように、定額の場合は、1灯50円だとか、5円だとかという世界でいくんですが、家庭の場合は、自分のやつをちょっと持っているんですけども、4月分は0.36銭だとか、非常に少ない金額なんです。これについては、ご家庭については、ご使用料に0.36円を掛けて燃料調整額が反映されますので、家庭については、1,000円いくかいかないかの世界なので、あんまり、この部分が大きく反映されたかどうかというのは、見えない状況なんですけれども、防犯灯の場合は、1,330基が一括分で、なおかつ1灯について、去年と今年の差が50円以上出てしまったというところで、こういう形になったわけでございます。

なお、4月一括いたしますけれども、23年度は足らなかったんですけども、24年度、余った部分においては返還がされるということになっています。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 防犯灯の関係はわかりましたが、これに類似する赤色回転灯も町内、何十灯、何百灯

ついているか、私は把握しておりませんが、その電気料というのはまた別枠で、これ、補正には載っていませんけれども、どのような処置をしているのでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

赤色回転灯につきましては、定額での形ではなく、普通のご家庭での契約と同じように、重量制でやっておりますので、先ほど、お話ししましたように、それほど大きな影響は出てこないということになります。

○12番（丸 敏光君） はい、了解です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤ですが、環境衛生費の住宅用太陽熱発電設備の補助金の関係で、聞き漏らしたのかわかりませんが、県が7万、町が7万の14万が、5戸分でこの金額と、70万ですか。この5戸というのは、もう先口というか、もうリクエストが来ているのか、これから来るのを待つのかということとですね、あと、14万が1戸当たりかと思えますけれども、補助率の問題ですけれども、14万かかって14万もらっちゃうのか、100万もらっても14万がもらえるのかとか、その辺の決まりがあればお教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 今回、住宅用の太陽光の発電設備の設置補助ということで、14万、5件分の70万円をお願いしているところでございます。

この内訳につきましては、県が7万円、町が7万円ということで、これは、7万円というのは、一応上限、限度額でございまして、1キロワット当たり2万円ということで、一般家庭につきましては、3.5キロワット程度の設備ということで、この金額の設定をさせていただきました。

今現在までの申請と申しますか、お問い合わせは数件ございました。施行につきましては、7月1日から施行ということで考えております。

県の補助が来て、町も補助を出して、合わせて14万ということでお願いするというご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

申請というのは、これは、個人がするのが多いのか、施工業者がする率が高いのか、一般的にはどちらですか。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 一般的にはですね、施工業者のほうで申請が上がってくると思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） もう1点、教育費のほうで、プールクリーナーが66万1,000円ということで、今、載っ

ておりますが、水の中に入って無人で動くのを見たことがありますけれども、そういうものなのか。あとそれは、何年使って壊れたのか、また、同じようなものを買うのか、その辺、もし状況がわかれば教えていただきたい。

○議長（松崎 勲君） 生涯学習室長、浅生博之君。

○生涯学習室長（浅生博之君） 現在のプールクリーナーですが、25年経過いたしまして、その後漏電をおこしまして、修繕がちょっとできない状態で、現在、新しいものの購入をお願いしたわけです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、議案第7号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第10、議案第8号 長南町地上デジタル放送受信対策施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 長南町地上デジタル放送受信対策施設整備工事請負契約の締結についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第11、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員の選任について同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員につきましては、現在、田中彰さん、松本穎弥さん、金澤義雄さんの3名の方をお願いいたしておりますが、そのうち、松本穎弥さんが、本年6月30日をもちまして任期満了となるところでござ

います。松本さんにおかれましては、経験、識見、ともに豊富なこと等から今後も引き続きお力添えをいただきたいと願っておりましたが、今期をもって退任したいとの強い意思表示がございましたので、ご本人の意向を承ることといたしました。

そこで、後任といたしまして、長南町又富457番地の大森和夫さんを選任したく提案を申し上げる次第でございます。

大森和夫さんにおかれましては、人格、識見ともにすぐれ、本委員会委員として適任であると考えております。履歴等につきましては、既にご承知のことと存じますが、お手元に配付してあるとおりでございます。

人事案件でもございますので、どうか、全員のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（松崎 勲君） これで、提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、同意することに決定しました。

◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（松崎 勲君） 日程第12、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、平成24年6月26日をもって、選挙管理委員及び補充員が任期満了となることに伴い、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

あらかじめ、申し上げます。

はじめに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと

思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

このまましばらく休憩します。

（午後 2時57分）

○議長（松崎 勲君） 会議を再開します。

（午後 2時58分）

○議長（松崎 勲君） 選挙管理委員については、白井和義君、関國芳君、石野重夫君、若菜文雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました白井和義君、関國芳君、石野重夫君、若菜文雄君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選を行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

このまましばらく休憩します。

（午後 3時00分）

○議長（松崎 勲君） 会議を再開します。

（午後 3時01分）

○議長（松崎 勲君） 選挙管理委員補充員については、齊藤勲君、風戸宏之君、糸井秀和君、磯野治夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました齊藤勲君、風戸宏之君、糸井秀和君、磯野治夫君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第13、発議第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君登壇〕

○7番（加藤喜男君） それでは、発議第1号の提案理由の説明を申し上げます。

現在の農業委員会委員は、平成24年7月28日をもって任期満了となります。

これに伴いまして、議会が推薦する農業委員会委員として、長南町棚毛1136番地、古山一夫氏、長南町岩撫301番地、大塚由一氏のお二人を議会の推薦といたしたくご提案するものです

古山一夫氏、大塚由一氏におかれましては、学識経験はもとより現在の農業情勢に精通され、農業問題の解決に十分、力を発揮していただけるものと確信しております。議会が推薦する農業委員として最適任者の方々であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、発議第1号の提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 農業委員会委員の推薦についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 3時05分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◎発議第2号～第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第14、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について及び日程第15、発議第3号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを一括議題とします。

発議第2号及び発議第3号の提案理由の説明を求めます。

14番、松崎剛忠君。

〔14番 松崎剛忠君登壇〕

○14番（松崎剛忠君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第2号から発議第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかにかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」を政令指定都市に導入しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議

される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう政府に意見を提出するものであります。

続きまして、発議第3号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教養するという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故による、甚大な被害、損害の復興にはまだまだ長い時間が必要です。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成25年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

1つ、教育に関する震災支援策を十分にはかること。

1つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

1つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

1つ、現在の経済状況をかんがみ、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

1つ、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

1つ、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

1つ、子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保するべく、政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げます。発議第2号から発議第3号の提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 以上で、一括議題とした発議第2号及び発議第3号の提案理由の説明が終わりました。

これから、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

これから、発議第3号 国における平成25年度義務教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をしました。

これをもって会議を閉じます。

平成24年度第2回長南町議会定例会を閉会します。

（午後 3時21分）

◎町長あいさつ

○議長（松崎 勲君） 町長からあいさつしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） それでは、平成24年第2回定例会の閉会に当たりまして、お礼申し上げたいと思います。

本定例会につきましては、昨日から本日までの2日間の日程で開催され、一般質問では従来とは違う形式で、一問一答方式という熱のこもった画期的な議会であったと感じております。

ご提案申し上げました各案件につきましては、原案どおりご可決賜り、誠にありがとうございました。

さて、ふれあい町民ツアーにつきましては、少しお話をさせていただきます。

ツアーについては、隔年実施しているところですが、今年度も区長さん8人で組織する実行委員会で第13回を企画していただきました。この企画は、7月の広報及びチラシで参加者を募集していくことになっております。企画の内容を申し上げますと、日程は10月23日火曜日と24日水曜日、1泊2日のバス旅行です。費用は、2万5,000円で、募集人員は130名で行き先は東日本大震災から復興を観光面から支援するため、がんばれ福島と銘を打ち、磐梯方面とさせていただきます。なお、詳しくは広報7月号及び同時に配付します案内チラシをごらんいただきたいと存じます。

それでは、例年どおり、今年も11日から既に入梅に入っておりますが、入梅を過ぎますといよいよ暑い夏の季節が到来し、8月は花火大会などの行事が計画されております。今後も重ねて皆様方のご協力をお願いいたしますとともに、ご自愛の上、ますますのご活躍されますことをお祈り申し上げて、閉会のごあいさつにさせていただきます。

誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

（午後 3時26分）